

# 第7期小牧市障がい福祉計画・ 第3期小牧市障がい児福祉計画 (案)

## もくじ

### I はじめに

1 計画策定の背景	1	3 計画の期間	4
2 計画策定の趣旨	3	4 計画の策定体制	5

### II 障がいのある人等の状況

1 小牧市の概要	7	4 発達障がい	16
2 障がいの種類別の状況	8	5 障害支援区分	17
3 難病患者	15		

### III サービスの状況

#### III-1 障害福祉サービスの利用状況 > 19

1 訪問系サービス	19	3 居住系サービス	32
2 日中活動系サービス	23	4 相談支援	34

#### III-2 地域生活支援事業の利用状況 > 35

1 必須事業	35	2 任意事業	40
--------	----	--------	----

#### III-3 児童福祉法に基づく障がい児の支援について > 42

1 障害児通所支援	42	3 あさひ学園	46
2 子ども・子育て支援	45		

III-4 第6期小牧市障がい福祉計画・第2期小牧市障がい児福祉計画の数値目標の実績と評価	> 47
---	------

## IV 基本的な考え方

1 基本的な考え方	51	3 本計画の成果目標	56
2 基本指針に基づく目標	55		

## V サービス利用量の見込みと確保策

### V-1 障害福祉サービス > 62

1 訪問系サービス	63	4 居住系サービス	68
2 日中活動系サービス	64	5 地域生活支援拠点等	69
3 短期入所	67	6 相談支援	69

### V-2 地域生活支援事業 > 71

1 必須事業	72	2 任意事業	76
--------	----	--------	----

### V-3 障がい児支援 > 78

1 障害児通所支援	78	3 子ども・子育て支援	81
2 障害児相談支援等	80	4 あさひ学園	82

## VI 計画の推進

1 計画の推進体制	83	4 人材の確保と労働環境の改善	84
2 圏域、県との協力	83	5 計画の進捗管理と評価	84
3 サービスの円滑な利用と質の確保	83	6 持続可能な開発目標（SDGs）	84

# I はじめに

## 1 計画策定の背景

### (1) 障害者自立支援法の制定から改正と児童福祉法の改正

平成15年度から、行政が主体となる措置制度に代わり、利用者自らがサービスを選択して事業者と直接契約する支援費制度が導入されました。この結果、サービスの利用が飛躍的に伸びましたが、一方でサービス費用が増大し、制度の維持が困難となってきたことや、障がい種別ごとにサービスに大きな格差があったことなどの問題が生じました。また、制度の対象に精神障がいがある人が含まれていないことに加え、地域生活への移行や、障がいのある人の就労支援といった新たな課題への対応などが求められたことから、これらの課題に対応し、障がいのある人が地域で普通に暮らすための必要な基盤構築を目指した「障害者自立支援法」が平成17年度に制定され、この法律により、障害福祉サービスなどの提供体制の確保などを定める「市町村障害福祉計画」の策定が市町村に義務づけられることとなりました。

平成25年度には障がい者の範囲に難病を追加するなどの改正を行い、名称も「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改められ、平成28年度には法施行後における国の見直しを踏まえ、障がい者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応をするための支援の拡充を含んだ改正を見童福祉法とともにを行い、市町村に障害児相談支援などの提供体制の確保や円滑な実施に関する「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けされました。

### (2) 国における基本指針の設定

「市町村障害福祉計画」、「市町村障害児福祉計画」の策定にあたっては、国が「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を定め、両計画において定めるべき項目等について示しています。

なお、この指針は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨並びに障害者権利条約及び障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告の趣旨等を踏まえたものです。

### (3) 第7期小牧市障がい福祉計画・第3期小牧市障がい児福祉計画に係る基本指針のポイント

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定にあたっての、基本指針の見直しの主なポイントは次のとおりです。

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
  - ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
  - ・ 障害者総合支援法改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
  - ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③福祉施設から一般就労への移行等
  - ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
  - ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
  - ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
  - ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
  - ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
  - ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
  - ・ ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
  - ・ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
  - ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
  - ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
  - ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
  - ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
  - ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
  - ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
  - ・ ICT の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
  - ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
  - ・ 障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
  - ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
  - ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
  - ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
  - ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応
  - ・ 計画期間の柔軟化
  - ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

## 2 計画策定の趣旨

### (1) 計画の根拠

この計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

障がいのある人、障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス、障害児通所支援等を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としており、主務大臣（こども家庭庁長官・厚生労働大臣）が定める基本指針に沿って策定しています。

### (2) 計画で定める事項

#### 【市町村障害福祉計画】

- 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

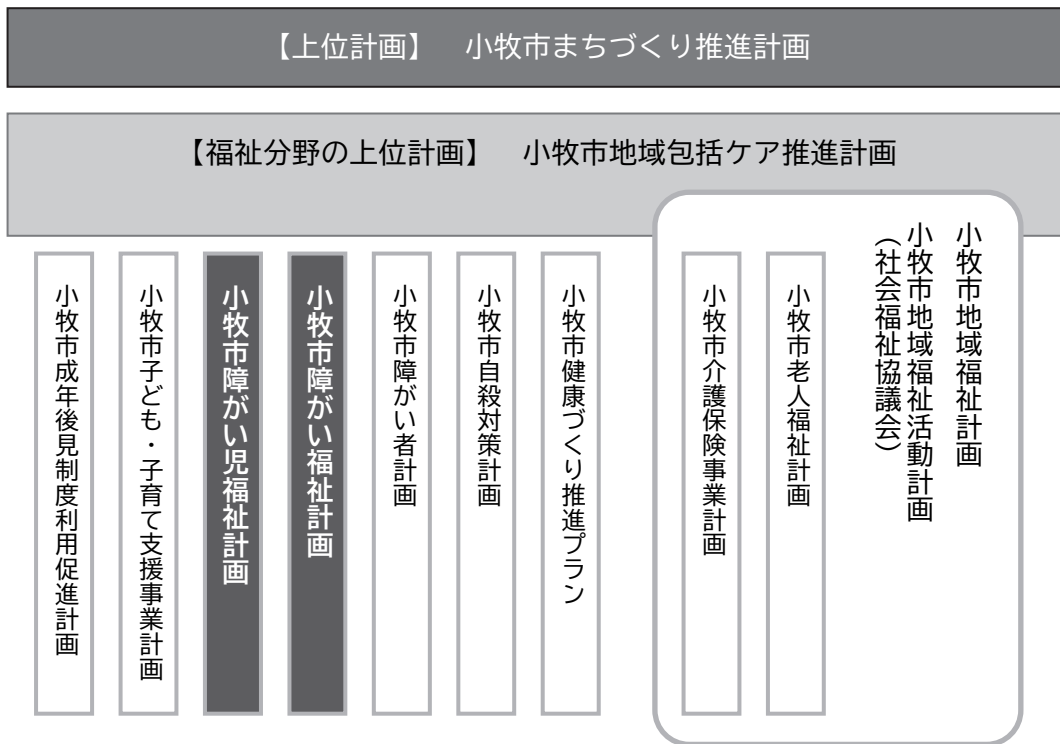
#### 【市町村障害児福祉計画】

- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定障害児通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等

### (3) 他の計画との関係

この計画は、小牧市まちづくり推進計画、小牧市地域包括ケア推進計画を上位計画とし、障害者基本法に基づき策定した第4次小牧市障がい者計画に掲げる基本理念や基本目標に沿ったものになります。

図表 1-1 他計画との関係



### 3 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和8年度の3年間です。

図表 1-2 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の計画期間

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
小牧市障がい福祉計画・ 小牧市障がい児福祉計画	第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画 (平成30～令和2年度)			第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画 (令和3～5年度)			第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画 (令和6～8年度)			第8期障がい福祉計画 第4期障がい児福祉計画 (令和9～11年度)		
	第3次計画 (平成30～令和5年度)						第4次計画 (令和6～11年度)					

## 4 計画の策定体制

### (1) 計画の策定体制

計画策定にあたり、各方面の幅広い意見を反映させるため、障がいのある人の団体の代表、福祉・医療・保健・教育・就労等に従事する関係者等から成る「小牧市障がい者計画等検討委員会」において「第4次小牧市障がい者計画」及び「第7期小牧市障がい福祉計画・第3期小牧市障がい児福祉計画」について協議を行いました。

### (2) 関係団体等ヒアリング

障がいのある人の団体、市内の相談支援や日中活動系サービス及び入所系サービス事業所と、障がいのある人の状況、サービスの現状や課題、要望等について意見交換を行いました。

ヒアリングにご協力いただいた団体は次のとおりです（図表1-3）。

図表1-3 ヒアリングにご協力いただいた関係団体等

小牧市身体障害者福祉協会
小牧市聴覚障害者福祉協会
小牧市肢体不自由児者父母の会
愛知県難病団体連合会
小牧市難聴・中途失難者協会
小牧市手をつなぐ育成会
こまき視覚障がい者の会
ポプラの会
社会福祉法人小牧市社会福祉協議会
社会福祉法人大和社会福祉事業振興会 ハートランド小牧の杜
社会福祉法人小牧福祉会
社会福祉法人アザレア福祉会
社会福祉法人すずかけ福祉会
社会福祉法人あいち清光会

（ヒアリング実施順）

### (3) アンケート調査

「第4次小牧市障がい者計画」及び「第7期小牧市障がい福祉計画・第3期小牧市障がい児福祉計画」策定のための基礎資料とすることを目的に、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の所持者又は障害児通所支援等を利用している人を対象として、アンケートを実施しました（図表1-4）。

図表 1-4 アンケート調査の概要

&lt;調査方法等&gt;

区 分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	障がい児
調査対象者	18歳以上の身体障害者手帳所持者	18歳以上の療育手帳所持者	18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者	18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳所持児童または障害児通所支援等利用児童
調査票の配布・回収	郵送による			
調査基準日	令和4年12月1日			
調査期間	令和4年12月19日～令和5年1月10日			

(注) 障害者手帳を2種類以上所持している人には、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、身体障害者手帳の優先順位で該当する1種類の調査票を送付しました。

&lt;回収結果&gt;

区 分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	障がい児	合 計
配布数	4,018人	619人	1,432人	864人	6,933人
回収数	2,361人	315人	624人	375人	3,675人
有効回答数	2,351人	312人	619人	373人	3,655人
有効回答率	58.5%	50.4%	43.2%	43.2%	52.7%

#### (4) パブリックコメントの実施

審議された計画案について、市民からの意見聴取のために令和6年1月16日から令和6年2月14日までパブリックコメントを実施しました。



## Ⅱ 障がいのある人等の状況

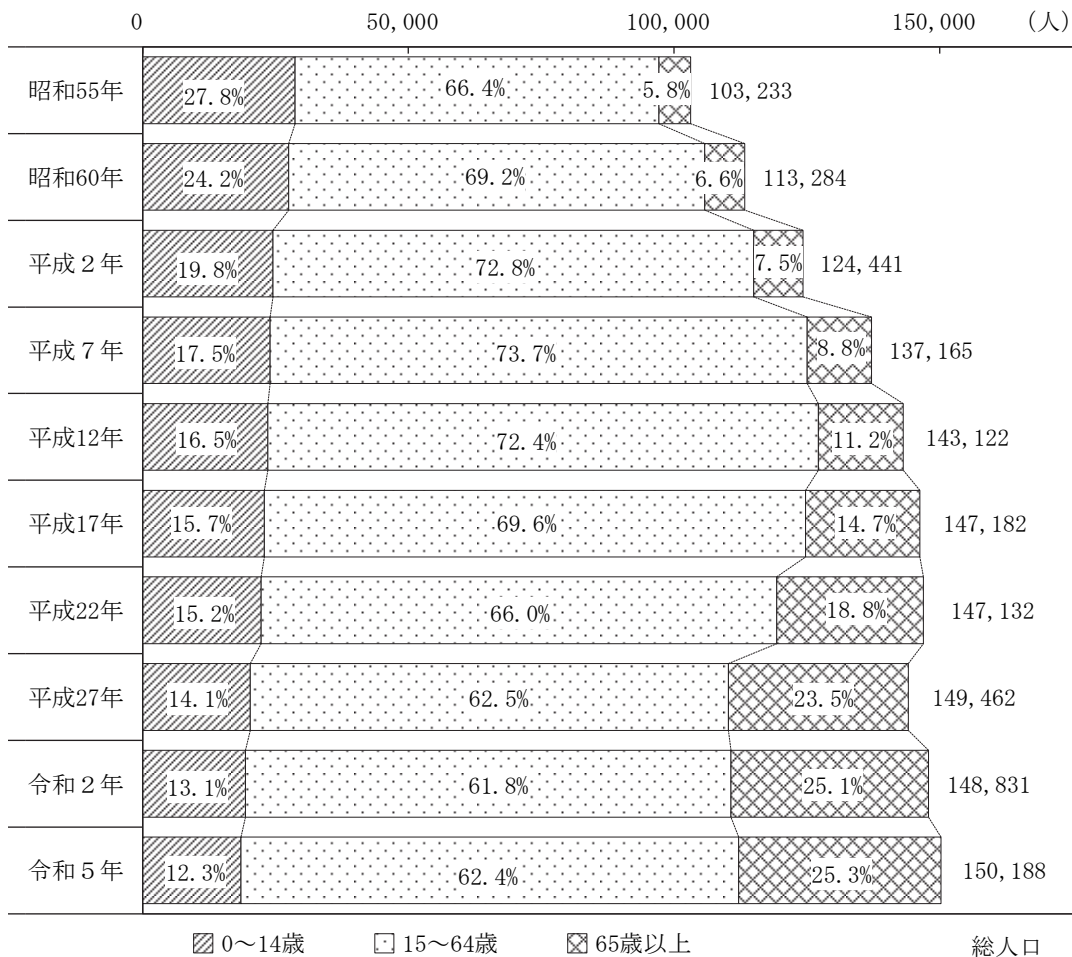
### 1 小牧市の概要

#### (1) 人口の推移

令和5年4月1日現在の総人口は150,188人です。年齢三区分別の割合は、0～14歳が12.3%、15～64歳が62.4%、65歳以上が25.3%となっています。

年齢三区分別の推移をみると、65歳以上の人口割合が増加し、0～14歳の人口割合が減少しています。昭和55年には0～14歳が65歳以上の約4.8倍であったものが、平成22年には逆転し、令和5年には65歳以上が0～14歳の約2.1倍となっています。

図表2-1 年齢三区分別人口の推移



(注) 1 平成2年から令和2年までの総人口は年齢不詳を含みます。

2 人口割合は、端数処理により100.0%にならない場合があります。

資料：令和2年までは「国勢調査」、令和5年は4月1日現在の「住民基本台帳人口」。

(2) 障がいのある人の全体数

令和5年4月1日現在、障害者手帳を所持している人は、身体障害者手帳所持者が4,322人、療育手帳所持者が1,301人、精神障害者保健福祉手帳所持者が1,617人、合計7,240人となっています。複数の手帳をもつ人がおり、合計が単純に障がいのある人の数とはなりません。概ね市民の4.8%が何らかの障がいを有していることとなります。

年齢別にみると、65歳以上が3,412人で、全体の47.1%を占めています。特に身体障がいのある人では、65歳以上が3,073人、71.1%となっています（図表2-2）。

図表2-2 障がいのある人（障害者手帳所持者）の全体数

単位：人

区 分	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計	総人口に占める割合
身体障がいのある人	88	208	953	3,073	4,322	2.9%
知的障がいのある人	435	529	287	50	1,301	0.9%
精神障がいのある人	82	464	782	289	1,617	1.1%
計	605	1,201	2,022	3,412	7,240	4.8%

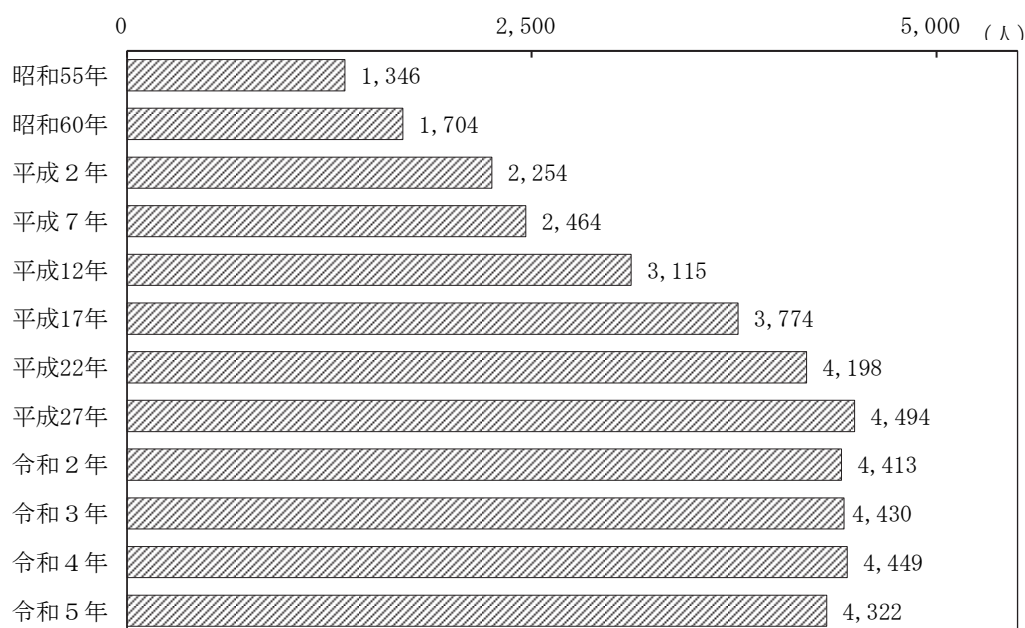
(注) 令和5年4月1日現在

## 2 障がいの種類別の状況

(1) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳の所持者数は平成27年までは増加を続けていきましたが、その後は4,400人台で推移し、令和5年4月1日には4,322人となっています（図表2-3）。

図表2-3 身体障害者手帳所持者数の推移



(注) 各年4月1日現在

年齢別にみると、65歳以上が71.1%を占めています。平成26年と比べると、65歳以上の割

合は上昇しており、身体障がい者の高齢化が進んでいることがわかります（図表2-4。）

身体障がいの種類別にみると、令和5年4月1日現在では肢体不自由が50.9%と最も高くなっています。ただし、肢体不自由の割合は低下傾向にあり、内部障がいが増加し、37.2%となっています（図表2-5）

図表2-4 年齢別身体障害者手帳所持者数（年齢別）

単位：人（%）

区 分		0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合 計
平成26年	人 数 割 合	102 (2.3)	255 (5.7)	1,142 (25.5)	2,971 (66.5)	4,470 (100)
平成29年	人 数 割 合	112 (2.5)	235 (5.3)	1,074 (24.2)	3,013 (68.0)	4,434 (100)
令和2年	人 数 割 合	108 (2.4)	225 (5.1)	960 (21.8)	3,123 (70.8)	4,412 (100)
令和5年	人 数 割 合	88 (2.0)	208 (4.8)	953 (22.0)	3,073 (71.1)	4,322 (100)

（注）各年4月1日現在

図表2-5 身体障害者手帳所持者数（障がいの種類別）の推移

単位：人（%）

区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総 数 (a)	4,434 (100)	4,413 (100)	4,391 (100)	4,413 (100)	4,430 (100)	4,449 (100)	4,322 (100)
視 覚 障 が い (b) 割 合 (b)／(a)	214 (4.8)	212 (4.8)	217 (4.9)	213 (4.8)	226 (5.1)	218 (4.9)	226 (5.2)
聴 覚 障 が い (c) 割 合 (c)／(a)	244 (5.5)	243 (5.5)	236 (5.4)	239 (5.4)	238 (5.4)	234 (5.3)	234 (5.4)
音 声 ・ 言 語 障 が い (d) 割 合 (d)／(a)	66 (1.5)	59 (1.3)	54 (1.2)	54 (1.2)	55 (1.2)	57 (1.3)	58 (1.3)
肢 体 不 自 由 (e) 割 合 (e)／(a)	2,470 (55.7)	2,429 (55.0)	2,397 (54.6)	2,384 (54.0)	2,339 (52.8)	2,330 (52.4)	2,198 (50.9)
内 部 障 が い (f) 割 合 (f)／(a)	1,440 (32.5)	1,470 (33.3)	1,487 (33.9)	1,523 (34.5)	1,572 (35.5)	1,610 (36.2)	1,606 (37.2)

障害等級別にみると、1級が1,192人（27.6%）と最も多く、次いで、3級、4級の順となっています。平成22年と比べると、4級が160人、3.1ポイントと最も増加しています。

令和5年の身体障がいの種類別にみると、1級の割合が最も高いのは内部障がいで43.9%を占めています（図表2-6）。

図表2-6 身体障害者手帳所持者数（障害等級別）の推移

単位：人（%）

区 分	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
平成22年	4,198 (100)	1,131 (26.9)	625 (14.9)	1,102 (26.3)	894 (21.3)	283 (6.7)	163 (3.9)
平成27年	4,494 (100)	1,169 (26.0)	616 (13.7)	1,109 (24.7)	1,127 (25.0)	281 (6.3)	192 (4.3)
令和2年	4,413 (100)	1,194 (27.1)	601 (13.6)	1,063 (24.1)	1,091 (24.7)	274 (6.2)	190 (4.3)
令和3年	4,430 (100)	1,200 (27.1)	609 (13.7)	1,077 (24.3)	1,079 (24.4)	271 (6.1)	194 (4.4)
令和4年	4,449 (100)	1,191 (26.8)	623 (14.0)	1,096 (24.6)	1,083 (24.3)	263 (5.9)	193 (4.3)
令和5年	4,322 (100)	1,192 (27.6)	544 (12.6)	1,086 (25.1)	1,054 (24.4)	256 (5.9)	190 (4.4)
視覚障がい	226 (100)	75 (33.2)	86 (38.1)	16 (7.1)	17 (7.5)	26 (11.5)	6 (2.7)
聴覚障がい	234 (100)	7 (3.0)	54 (23.3)	37 (15.9)	42 (18.1)	2 (0.9)	92 (39.7)
音声・言語障がい	58 (100)	0 (0)	7 (12.1)	36 (62.1)	15 (25.9)		
肢体不自由	2,198 (100)	405 (18.4)	369 (16.8)	581 (26.4)	523 (23.8)	228 (10.4)	92 (4.2)
内部障がい	1,606 (100)	705 (43.9)	28 (1.7)	416 (25.9)	457 (28.5)		

年齢別にみると、全般的に65歳以上が多く、内部障がいでは1,243人、77.4%を占めています。特に、人工肛門・人工膀胱の増設やペースメーカーの植え込みなどによる、心臓機能、ぼうこう・直腸機能では83～84%と非常に高くなっています。

図表 2-7 身体障害者手帳所持者数（障がいの種類別・年齢別） 単位：人、（%）

区 分	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	合 計
視覚障がい	2	12	54	158	226
聴覚平衡機能障がい	6	15	38	175	234
聴覚	6	15	36	175	232
平衡機能	0	0	2	0	2
音声言語そしゃく機能障がい	2	3	13	40	58
肢体不自由	66	132	543	1,457	2,198
上肢	17	32	188	403	640
下肢	5	24	177	680	886
体幹	44	72	176	373	665
運動機能	0	4	2	1	7
内部障がい	12	46	305	1,243	1,606
心臓機能	10	26	94	647	777
じん臓機能	0	7	147	341	495
呼吸器機能	0	2	7	37	46
ぼうこう・直腸機能	0	1	39	213	253
小腸機能	0	1	3	0	4
免疫	0	8	12	4	24
肝機能	2	1	3	1	7
合 計	88 (2.0)	208 (4.8)	953 (22.0)	3,073 (71.1)	4,322 (100)

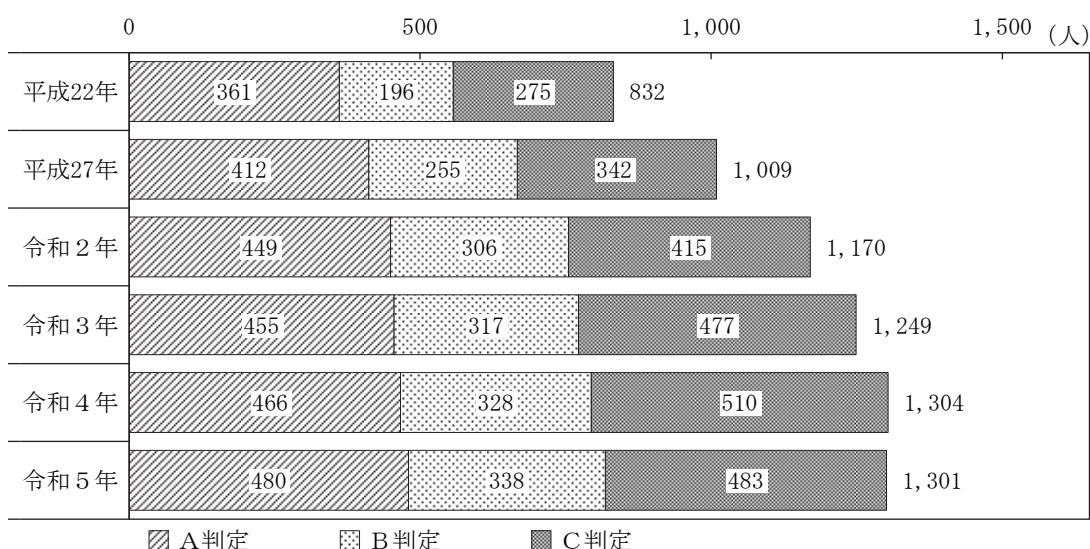
(注) 令和5年4月1日現在

(2) 療育手帳所持者

平成22年以降の本市の療育手帳所持者数の推移をみると、令和5年4月1日現在1,301人です。障がいの程度別にみると、A判定が480人、B判定が338人、C判定が483人です。平成22年と比べると、C判定が208人、75.6ポイントの大幅な増加となっています（図表2-8）。

年齢別にみると、18～39歳が529人と最も多く、次いで0～17歳の435人となっています。両者を合わせた40歳未満が964人であり、全体の74.1%を占めています。性別では、男性が女性より多く、62.0%を占めています（図表2-9）。

図表2-8 療育手帳所持者数（障がいの程度別）の推移



(注) 各年4月1日現在

図表2-9 療育手帳所持者数（性別・年齢別・障がいの程度別）

単位：人、(%)

区分	0～17歳		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
A判定	78	45	128	80	66	62	9	12	281	199	480(36.9)
B判定	56	26	80	50	54	47	11	14	201	137	338(26.0)
C判定	157	73	126	60	38	20	4	0	325	158	483(37.1)
合計	291	144	334	195	158	129	24	26	807 (62.0)	494 (35.0)	1,301 (100)
	435 (33.4)		529 (40.7)		287 (22.1)		50 (3.8)				

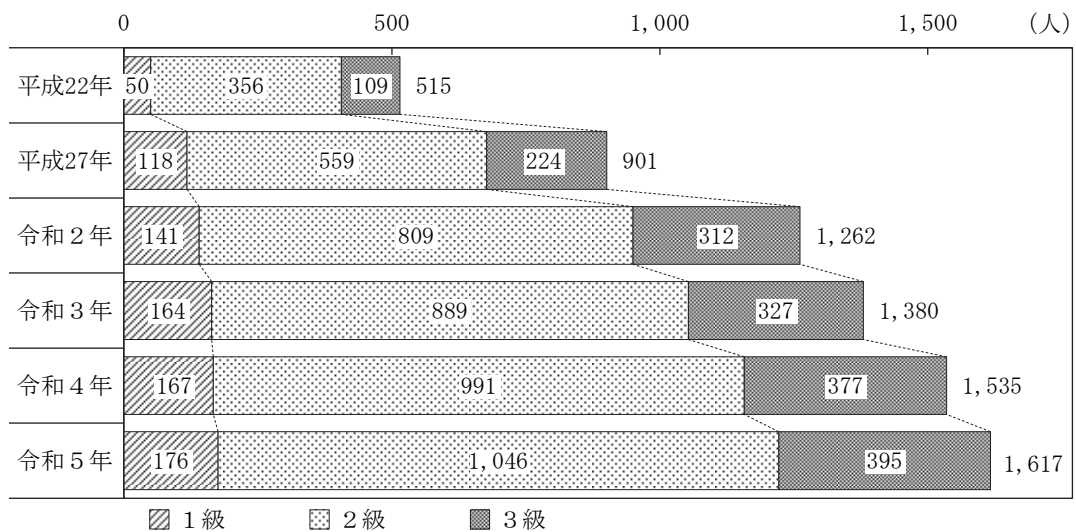
注) 令和5年4月1日現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

令和5年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は1,617人です。障害等級は重度から1級、2級、3級となっており、2級が1,046人と最も多く、全体の64.7%を占めています。平成22年以降増加を続けており、平成22年に比べて1,102人、214.0ポイントの大幅な増加となっています（図表2-10）。

年齢別にみると、40～64歳が782人（48.4%）と最も多くなっています。性別では、0～17歳は男性の方が多く、18歳以上は女性が多く、全体では女性が男性を107人上回っています（図表2-11）。

図表2-10 精神障害者保健福祉手帳所持者数（障害等級別）の推移



（注）各年4月1日現在

図表2-11 精神障害者保健福祉手帳所持者数（性別・年齢別・障害等級別）

単位：人、（%）

区分	0～17歳		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
1級	1	0	16	7	20	24	35	73	72	104	176(10.9)
2級	37	22	140	160	232	292	64	99	473	573	1,046(64.7)
3級	18	4	67	74	116	98	9	9	210	185	395(24.4)
計	56	26	223	241	368	414	108	181	755	862	1,617 (100)
	82 (5.1)		464 (28.7)		782 (48.4)		289 (17.9)		(46.7)	(53.3)	

（注）令和5年4月1日現在

(4) 精神疾患分類別自立支援医療（精神通院）所持者

自立支援医療（精神通院）受給者数は令和5年4月1日現在、3,112人となっており、「気分障害」「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」が多くなっています。令和2年に比べて920人、42.0ポイント増加となっており、疾患分類別にみて最も増加したのは、人数では「気分障害」の400人増、割合では「症状性を含む器質性精神障害」の101.5ポイント増となっています（図表2-12）。

図表2-12 精神疾患分類別自立支援医療（精神通院）受給者数

単位：人

ICD-10コード	名 称	令和2年	令和5年
F 0	症状性を含む器質性精神障害	68	137
F 1	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	22	29
F 2	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	439	503
F 3	気分障害	948	1,348
F 4	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	282	412
F 5	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	10	12
F 6	成人の人格及び行動の障害	10	16
F 7	精神遅滞	16	28
F 8	心理的発達の障害	141	264
F 9	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	94	159
G40	てんかん	125	40
F99	その他の精神障害	37	164
合 計		2,192	3,112

(注) 各年4月1日現在

ICD-10コード：世界保健機関（WHO）が定めた国際疾病分類



### 3 難病患者

平成25年4月から、障害者総合支援法に定める障害児・者の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となっています。障害者総合支援法における難病等の範囲は、令和3年11月1日から366疾病となっています。また、児童の慢性疾病については、小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施され、現在16疾患群788疾病がその対象として認定されています。

本市における令和5年4月1日の指定難病認定者は917人となっており、潰瘍性大腸炎、パーキンソン病が多くなっています。また、小児慢性特定疾病児童数は132人です。

図表2-13 指定難病認定者数および小児慢性特定疾病児童数の推移 単位：人

区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
指定難病認定者数	915	757	764	820	926	874	917
小児慢性特定疾病児童数	99	128	128	127	150	148	132

(注) 各年4月1日現在

図表2-14 指定難病認定者数 単位：人

指定難病名	人数	指定難病名	人数
潰瘍性大腸炎	133	特発性血小板減少性紫斑病	23
パーキンソン病	104	シェーグレン症候群	21
全身性エリテマトーデス	60	突発性間質性肺炎	15
クローン病	58	網膜色素変性症	14
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	35	突発性大腿骨頭壊死症	12
多発性硬化症/視神経脊髄炎	28	IgA腎症	10
後縦靭帯骨化症	27	サルコイドーシス	10
重症筋無力症	27	顕微鏡的多発性血管炎	9
全身性強皮症	26	原発性胆汁性胆管炎	1

(注) 該当のある上位18疾病のみ記載、令和5年4月1日現在

図表2-15 小児慢性特定疾病児童数 単位：人

疾患群	人数	疾患群	人数
悪性新生物	15	血液疾患	2
慢性腎疾患	7	免疫疾患	1
慢性呼吸器疾患	4	神経・筋疾患	12
慢性心疾患	21	慢性消化器疾患	14
内分泌疾患	29	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	4
膠原病	6	皮膚疾患群	1
糖尿病	16	骨系統疾患	0
先天性代謝異常	0	脈管系疾患	0

(注) 令和5年4月1日現在

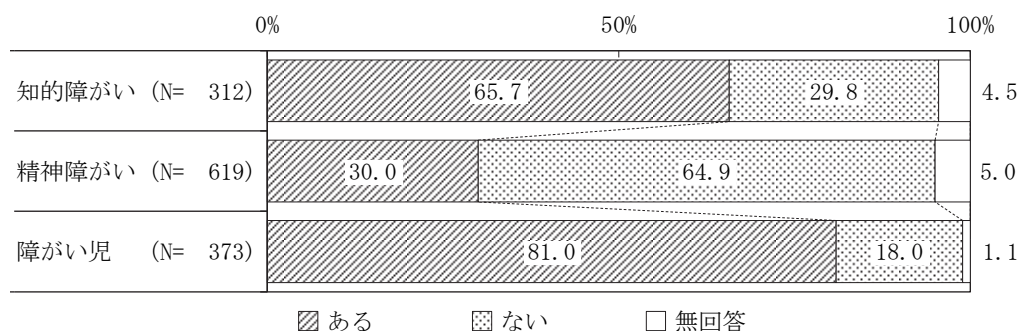
## 4 発達障がい

発達障害者支援法において、発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発病するもの（政令で定める）と定義されています。

本市のアンケート調査において、「発達障がいと診断されたことがある」と回答した障がい児（手帳不所持の障害児通所支援等利用児童を含む）は81.0%であり、診断名は自閉症が40.7%と最も高くなっています（図表2-16・図表2-17）。

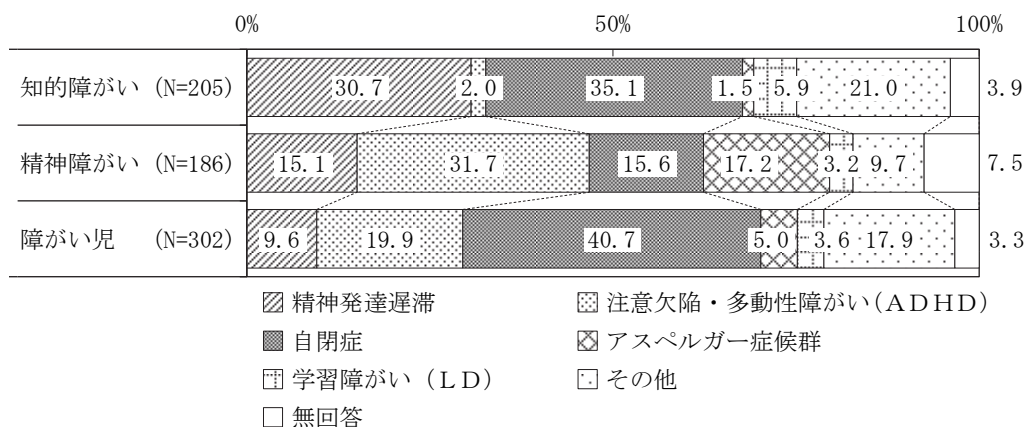
なお、公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団として、文部科学省が令和4年に行った「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」によると、知的発達に遅れはないものの学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒は8.8%（平成24年調査では6.5%）となっています（なお、この調査結果は発達障がいのある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の割合を示すものであるとしています）。

図表2-16 発達障がいと診断されたこと



資料：「第4次小牧市障がい者計画・第7期小牧市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画アンケート結果報告書」令和4年度

図表2-17 発達障がいの診断名



資料：図表2-16と同じ。

## 5 障害支援区分

### (1) 障害支援区分の認定者

障害者総合支援法による障害福祉サービスを利用するためには、原則として障害支援区分認定を受けることが必要です。障害支援区分とは、障がいの特徴や心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを示すもので、面接による調査等を経て、市町村審査会による審査及び判定により認定されます。区分は1から6まであり、区分6が最も支援の必要性が高いことを示しています。

令和5年4月1日現在、障害支援区分認定を受けている人は864人です。障がい別にみると、知的障がい者の認定が最も多くなっています。区分別では、区分6が最も多く234人となっています。

平成29年と比べると、全体の認定数は272人、45.9ポイント増加しています。特に精神障がい者は、人数では125人、割合では119.0ポイントの大幅な増加となっています。

図表2-18 障害支援区分の認定結果

単位：人

区分		計	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
平成29年	身体	188	0	3	10	38	28	23	86
	知的	295	0	5	22	50	76	54	88
	精神	105	0	3	57	35	8	2	0
	難病	4	0	0	1	1	2	0	0
	合計	592	0	11	90	124	114	79	174
令和2年	身体	231	0	7	13	38	34	41	98
	知的	321	0	6	22	67	75	60	91
	精神	165	0	4	81	57	18	2	3
	難病	3	0	0	1	1	0	0	1
	合計	720	0	17	117	163	127	103	193
令和5年	身体	273	0	6	23	39	37	35	133
	知的	357	0	2	25	65	96	78	91
	精神	230	0	8	99	78	30	5	10
	難病	4	0	0	2	1	1	0	0
	合計	864	0	16	149	183	164	118	234

(注) 各年4月1日現在

(2) 障害福祉サービス等支給決定者

障害福祉サービスの支給決定者は増加傾向にあり、令和5年度の支給決定者は1,282人です。

障害児通所支援支給決定者は、令和5年度は682人となっています。毎年度増加を続けており、これは主に児童発達支援・放課後等デイサービスを利用する児童が増加したことによるものです（図表2-19）。

図表2-19 障害福祉サービス等支給決定者の推移

単位：人

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス	735	823	841	1,047	1,128	1,211	1,282
障害児通所支援	312	416	451	542	557	648	682

(注) 各年4月1日現在

## Ⅲ サービスの状況

### Ⅲ-1 障害福祉サービスの利用状況

#### 1 訪問系サービス

##### (1) 居宅介護の利用状況

自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行う居宅介護については、令和4年度の利用者、利用時間は計画を上回る320人、10,096時間となっています。市内には22か所の事業所がありますが、市外の事業所も多く利用されています（図表3-1）。

図表3-2で令和5年4月利用分をみると、利用者は320人、区分6の支給決定者が89人と多くなっています。利用時間合計は10,135時間、1人あたりの平均利用時間は31.7時間です。

図表3-1 居宅介護の計画と実績（年間におけるひと月あたりの平均）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	人	248	255	263	271
	時間	6,664	6,864	7,070	7,282
実績	人	270	304	320	330
	時間	7,383	9,176	10,096	10,760
事業所数	か所	58(23)	60(24)	63(22)	59(21)

（注）事業所数のうち（ ）は市内事業所数、令和5年度実績は見込み

図表3-2 市内の居宅介護の利用状況

区分	児童	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）	20	10	102	105	56	50	124	472
利用者数（人）	11	6	66	76	42	30	89	320
1人平均利用時間（時間）	37.5	7.4	8.8	17.9	36.4	44.6	54.7	31.7
利用時間合計（時間）	412.5	44.5	578.5	1,360.3	1,527.8	1,339.0	4,872.5	10,135.0

（注）令和5年4月利用分

(2) 重度訪問介護の利用状況

18歳以上の重度の身体障がいのある人に、自宅で身体介護や家事援助、外出時の移動介護を行う重度訪問介護については、利用時間は増加傾向にあり、実績が計画を上回っています。市内事業所は2か所です（図表3-3）。

令和5年4月利用分をみると、利用者数は8人であり、1人あたりの平均利用時間は278.2時間となっています（図表3-4）。

図表3-3 重度訪問介護の計画と実績（年間におけるひと月あたりの平均）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	人	4	4	4	5
	時間	1,030	1,524	1,714	1,905
実績	人	5	7	8	7
	時間	1,247	1,661	1,987	2,102
事業所数	か所	10(3)	10(2)	12(2)	10(2)

(注) 事業所数のうち（ ）は市内事業所数、令和5年度実績は見込み

図表3-4 市内の重度訪問介護の利用状況

区分	児童	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）	0	0	0	0	0	1	12	13
利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	8	8
1人平均利用時間（時間）	0	0	0	0	0	0	278.2	278.2
利用時間合計（時間）	0	0	0	0	0	0	2,225.5	2,225.5

(注) 令和5年4月利用分、移動介護加算に係る時間を重複計上

(3) 同行援護の利用状況

視覚に障がいのある人の外出時の援護を行う同行援護については、令和4年度の利用者は14人、利用時間は162時間となっており、計画を上回り、増加傾向にあります。市内事業所は4か所です（図表3-5）。

令和5年4月利用分をみると、利用者は区分なしが多く、利用時間は区分4が多くなっています。全体の利用時間合計は165時間、1人あたりの平均利用時間は12.7時間となっています（図表3-6）。

図表3-5 同行援護の計画と実績（年間におけるひと月あたりの平均）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	人	9	9	9	10
	時間	81	135	142	150
実績	人	11	14	14	12
	時間	107	159	162	142
事業所数	か所	8(4)	7(4)	7(4)	5(3)

(注) 事業所数のうち（ ）は市内事業所数、令和5年度実績は見込み

図表3-6 市内の同行援護の利用状況

区分	児童	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数(人)	0	5	2	2	2	4	0	1	16
利用者数(人)	0	5	2	1	2	3	0	0	13
1人平均利用時間(時間)	0	8.3	10.0	17.0	15.3	18.7	0.0	0.0	12.7
利用時間合計(時間)	0	41.5	20.0	17.0	30.5	56.0	0.0	0.0	165.0

(注) 令和5年4月利用分

(4) 行動援護の利用状況

重度の知的障がいまたは精神障がいのある人の援護や外出時の移動支援を行う行動援護については、令和4年度の利用者は3人、利用時間数は142時間となっており、令和2年度に比べると、利用時間は減少しています。市内事業所はありません（図表3-7）。

令和5年4月利用分をみると、利用者は区分5～6の2人で、利用時間合計は126.5時間、1人あたりの平均利用時間は63.3時間となっています（図表3-8）。

図表3-7 行動援護の計画と実績（年間におけるひと月あたりの平均）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	人	3	3	3	4
	時間	188	168	168	224
実績	人	3	2	3	2
	時間	195	108	142	136
事業所数	か所	3(0)	1(0)	1(0)	1(0)

（注）事業所数のうち（ ）は市内事業所数、令和5年度実績は見込み

図表3-8 市内の行動援護の利用状況

区分	児童	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）	2	0	0	0	1	1	1	5
利用者数（人）	0	0	0	0	0	1	1	2
1人平均利用時間（時間）	0	0	0	0	0	28.0	98.5	63.3
利用時間合計（時間）	0	0	0	0	0	28.0	98.5	126.5

（注）令和5年4月利用分

(5) 重度障害者等包括支援の利用状況

極めて重度の障がいのある人に居宅介護等複数のサービスを包括的に提供する重度障害者等包括支援については、利用実績がなく、市内に事業所はありません。



## 2 日中活動系サービス

### (1) 生活介護の利用状況

障がいがあって常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する生活介護については、全般的には増加傾向にあり、計画をやや上回っています。市内事業所は15か所となっており、市外事業所も多数利用されています（図表3-9）。

令和5年4月利用分をみると、利用者は280人、うち区分6の利用者が116人と多くなっています。利用日数合計は5,240日、1人あたりの平均利用日数は18.7日となっています（図表3-10）。

図表3-9 生活介護の計画と実績（年間におけるひと月あたりの平均）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	人	281	289	298	307
	日	5,353	5,491	5,662	5,833
実績	人	286	294	314	318
	日	5,454	5,673	6,023	6,139
事業所数	か所	63(15)	68(14)	74(15)	72(16)

（注）事業所数のうち（ ）は市内事業所数、令和5年度実績は見込み

図表3-10 生活介護の利用状況

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）	0	2	27	84	92	132	337
利用者数（人）	0	1	17	66	80	116	280
1人平均利用日数（日）	0	12.0	14.6	18.7	19.2	19.1	18.7
利用日数合計（日）	0	12	249	1,232	1,533	2,214	5,240

（注）令和5年4月利用分

(2) 自立訓練（機能訓練）の利用状況

身体障がいのある人に、一定期間、身体機能の向上に必要な訓練を行う自立訓練（機能訓練）については、令和4年度のひと月あたりの利用者は2人、利用日数は11日となっています（図表3-11）。

令和5年4月利用分をみると、利用者は4人、うち区分なしが3人、区分2が1人です。利用日数合計は28日、1人あたりの平均利用日数は7.0日となっています（図表3-12）。

図表3-11 自立訓練（機能訓練）の計画と実績（年間におけるひと月あたりの平均）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	人	1	1	1	1
	日	1	8	9	10
実績	人	1	2	2	3
	日	2	14	11	24
事業所数	か所	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)

（注）事業所数のうち（ ）は市内事業所数、令和5年度実績は見込み

図表3-12 自立訓練（機能訓練）の利用状況

区分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）	3	0	1	0	0	0	0	4
利用者数（人）	3	0	1	0	0	0	0	4
1人平均利用日数（日）	2.7	0	20.0	0	0	0	0	7.0
利用日数合計（日）	8	0	20	0	0	0	0	28

（注）令和5年4月利用分

(3) 自立訓練（生活訓練）の利用状況

知的障がい又は精神障がいのある人に、一定期間、生活能力の向上に必要な訓練を行う自立訓練（生活訓練）については、令和4年度の利用者数は12人、利用日数は119日となっています。利用者、利用日数ともに計画を上回り、増加傾向にあります。市内事業所は1か所です（図表3-13）。

令和5年4月利用分をみると、利用者は16人、うち区分なしが12人、区分2が2人、区分3区分4がそれぞれ1人で、利用日数合計は168日、1人あたりの平均利用日数は10.5日となっています（図表3-14）。

図表3-13 自立訓練（生活訓練）の計画と実績（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	人	6	7	8	9
	日	81	84	96	108
実績	人	6	8	12	13
	日	85	101	119	151
事業所数	か所	6(1)	8(1)	10(1)	7(1)

（注）事業所数のうち（ ）は市内事業所数、令和5年度実績は見込み

図表3-14 自立訓練（生活訓練）の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）	13	0	3	1	1	0	0	18
利用者数（人）	12	0	2	1	1	0	0	16
1人平均利用日数（日）	8.8	0	11.0	20.0	20.0	0	0	10.5
利用日数合計（日）	106	0	22	20	20	0	0	168

（注）令和5年4月利用分

(4) 就労移行支援の利用状況

一般企業等への就労を希望する65歳未満の障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識と能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援については、令和4年度の利用者は34人、利用日数は494日です（図表3-15）。

令和5年4月利用分をみると、利用者は26人、うち区分なしが25人、区分2が1人です。利用日数合計は384日、1人あたりの平均利用日数は14.8日となっています。市内事業所は1か所で、市外事業所が多数利用されています（図表3-16）。

図表3-15 就労移行支援の計画と実績（年間におけるひと月あたりの平均）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	人	25	27	29	31
	日	366	405	435	465
実績	人	28	34	34	31
	日	378	458	494	450
事業所数	か所	20(1)	23(1)	26(1)	22(2)

（注）事業所数のうち（ ）は市内事業所数、令和5年度実績は見込み

図表3-16 就労移行支援の利用状況

区分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）	51	1	2	0	0	0	0	54
利用者数（人）	25	0	1	0	0	0	0	26
1人平均利用日数（日）	14.8	0	14.0	0	0	0	0	14.8
利用日数合計（日）	370	0	14	0	0	0	0	384

（注）令和5年4月利用分

(5) 就労継続支援（A型）の利用状況

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識と能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援A型については、平成29年度に9か所あった市内事業所が令和2年度には4事業所に減少し、現在は7事業所となっています。利用者数、利用日数ともに減少していましたが、令和4年度は利用者数、利用日数ともに増加しています。就労移行支援と同様に市外事業所も多数利用されています。（図表3-17）。

令和5年4月利用分をみると、利用者は162人、利用日数合計は2,797日、1人あたりの平均利用日数は17.3日となっています。162人の利用者のうち132人は障害支援区分認定を受けていない人です（図表3-18）。

図表3-17 就労継続支援（A型）の計画と実績（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	人	145	154	163	173
	日	2,556	2,772	2,934	3,114
実績	人	150	149	155	167
	日	2,647	2,673	2,729	2,958
事業所数	か所	19(4)	24(5)	26(5)	26(7)

（注）事業所数のうち（ ）は市内事業所数、令和5年度実績は見込み

図表3-18 就労継続支援（A型）の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）	155	2	23	10	2	1	0	193
利用者数（人）	132	1	20	7	2	0	0	162
1人平均利用日数（日）	17.0	13.0	18.3	18.6	19.5	0	0	17.3
利用日数合計（日）	2,249	13	366	130	39	0	0	2,797

（注）令和5年4月利用分

(6) 就労継続支援（B型）の利用状況

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識と能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援B型については、令和4年度の利用者は257人、利用日数合計は4,305日と計画を上回り、利用は増加傾向にあります。市内事業所は12か所と増加し、市外事業所の利用も78事業所と非常に多くなっています（図表3-19）。

令和5年4月利用分をみると、利用者は284人、利用日数合計は4,713日、1人あたり平均利用日数は16.6日となっています。利用者のうち障害支援区分認定を受けていない人が158人、55.6%を占めていますが、区分2～4も20～50人と比較的多く、区分5・6の利用もあります（図表3-20）。

図表3-19 就労継続支援（B型）の計画と実績（年間におけるひと月あたりの平均）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	人	206	208	210	212
	日	3,432	3,536	3,570	3,604
実績	人	207	230	257	287
	日	3,472	3,733	4,305	4,836
事業所数	か所	55(11)	69(10)	90(12)	76(12)

（注）事業所数のうち（ ）は市内事業所数、令和5年度実績は見込み

図表3-20 就労継続支援（B型）の利用状況

区分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）	191	4	46	59	26	5	3	334
利用者数（人）	158	3	39	51	25	5	3	284
1人平均利用日数（日）	15.7	17.7	17.2	17.9	18.0	17.6	17.3	16.6
利用日数合計（日）	2,484	53	671	915	450	88	52	4,713

（注）令和5年4月利用分

(7) 就労定着支援の利用状況

就労定着支援は、平成30年4月から始まったサービスで、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対して、生活の変化や家計、体調の管理など就労に伴い生じる生活面の課題を解決するため、連絡調整や指導・助言などの支援を行うサービスです。市内事業所は令和元年度に1か所開所しており、市外の事業所の利用が多くなっています(図表3-21)。

令和5年4月利用分をみると、利用者は12人で、全て障害支援区分認定を受けていない人です(図表3-22)。

図表3-21 就労定着支援の計画と実績(年間におけるひと月あたりの平均)

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	人	12	14	16	23
実績	人	15	14	10	11
事業所数	か所	8(1)	13(1)	12(1)	11(1)

(注) 事業所数のうち( )は市内事業所数、令和5年度実績は見込み

図表3-22 就労定着支援の利用状況

区分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数(人)	14	0	0	0	0	0	0	14
利用者数(人)	12	0	0	0	0	0	0	12

(注) 令和5年4月利用分

(8) 短期入所の利用状況

介護者が病気の場合などに、障がいのある人が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を受ける短期入所については、令和4年度の実績は、福祉型が17人、85日、医療型が5人、30日となっています。福祉型は新型コロナウイルス感染症の影響により、利用が大幅に減少しており、依然として減少傾向が続いています（図表3-23）。

令和5年4月利用分をみると、利用者数は23人、利用日数合計は96日、1人あたりの平均利用日数は4.2日となっています。利用者23人のうち10人は障害支援区分6の人です（図表3-24）。

図表3-23 短期入所の計画と実績（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型	計 画	人	18	48	50	52
		日	167	288	300	312
	実 績	人	19	17	17	24
		日	154	105	85	112
事業所数	か所	7(1)	15(3)	19(2)	21(5)	
医療型	計 画	人	3	9	10	10
		日	9	50	53	55
	実 績	人	5	5	5	8
		日	28	31	30	38
	事業所数	か所	2(0)	2(0)	2(0)	2(0)

（注）事業所数の（ ）は市内事業所数、令和5年度実績は見込み

図表3-24 短期入所の利用状況

区 分	児童	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）	27	0	7	23	46	40	71	214
利用者数（人）	3	0	0	3	4	3	10	23
1人平均利用日数（日）	2.3	0	0	3.7	5.8	3.3	4.5	4.2
利用日数合計（日）	7	0	0	11	23	10	45	96

（注）令和5年4月利用分



(9) 療養介護の利用状況

医療と常時の介護が必要な身体障がいのある人に、病院等において機能訓練、療養上の管理・看護や介護を行う療養介護については、令和4年度の利用者は18人、利用日数は554日です。おおむね計画に近い数値で推移しています。市内に事業所はありません(図表3-25)。

令和5年4月利用分をみると、利用者19人の全員が区分6となっています(図表3-26)。

図表3-25 療養介護の計画と実績(年間におけるひと月あたりの平均)

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	人	17	17	17	18
	日	516	517	517	547
実績	人	17	17	18	19
	日	520	517	554	578
事業所数	か所	5(0)	4(0)	4(0)	4(0)

(注) 事業所数の( )は市内事業所数、令和5年度実績は見込み

図表3-26 療養介護の利用状況

区分	児童	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数(人)	0	0	0	0	0	0	19	19
利用者数(人)	0	0	0	0	0	0	19	19
1人平均利用日数(日)	0	0	0	0	0	0	30.0	30.0
利用日数合計(日)	0	0	0	0	0	0	570	570

(注) 令和5年4月利用分

### 3 居住系サービス

#### (1) 自立生活援助の利用状況

自立生活援助は、平成30年4月から始まったサービスです。障害者支援施設やグループホームを利用していた人などを対象として、巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスです。これまでのところ、事業所、利用実績はともにありません。

図表3-27 自立生活援助の計画と実績

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	人	0	2	2	2
精神	人	0	2	2	2
実績	人	0	0	0	0
精神	人	0	0	0	0
事業所数	か所	0	0	0	0

#### (2) 共同生活援助の利用状況

障がいのある人が、グループホームと呼ばれる住居で共同生活を行いながら、食事の提供や日常生活上の援助、入浴、排せつ等の介護を受ける共同生活援助については、令和4年度の利用者は145人、うち精神障がい者が42人となっており、いずれも計画を大きく上回っています。令和2年度と比べると、市内事業所は8か所から12か所に増加しています。利用者数も44人、精神障がい者も13人増加しています（図表3-28）。

令和5年4月利用分をみると、利用者数は161人、利用日数の合計は4,282日、1人あたりの平均利用日数は26.6日となっています。利用者は区分3が40人、区分4が37人と多くなっていますが、区分2・5・6も25人以上の利用があります（図表3-29）。

図表3-28 共同生活援助の計画と実績（年間におけるひと月あたりの平均）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	人	97	105	113	122
精神	人	25	29	31	33
実績	人	101	122	145	169
精神	人	29	34	42	49
事業所数	か所	48(8)	63(11)	73(12)	73(13)

(注) 事業所数の( )は市内事業所数、令和5年度実績は見込み

図表 3-29 共同生活援助の利用状況

区 分	区分なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
支給決定者数 (人)	5	2	34	45	42	30	27	185
利用者数 (人)	3	2	28	40	37	25	26	161
1人平均利用日数 (日)	29.3	30.0	29.1	27.5	25.9	24.7	24.7	26.6
利用日数合計 (日)	88	60	816	1,100	960	617	641	4,282

(注) 令和 5 年 4 月利用分

### (3) 施設入所支援の利用状況

施設に入所している人に対して、主に夜間に、入浴や排せつ、食事等の介助・支援を行う施設入所支援については、令和 4 年度の利用者は 69 人です。途中増減はありましたが、平成 29 年度の 69 人と同じです (図表 3-30)。

令和 5 年 4 月利用分をみると、利用者は 69 人、うち区分 6 が 42 人 (60.9%) を占めています (図表 3-31)。

図表 3-30 施設入所支援の計画と実績 (年間におけるひと月あたりの平均)

区 分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画	人	67	66	65	64
実績		68	67	69	68
事業所数	か所	23(2)	23(2)	24(2)	23(2)

(注) 事業所数のうち ( ) は市内事業所数、令和 5 年度実績は見込み

図表 3-31 施設入所支援の利用状況

区 分	区分なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
支給決定者数 (人)	0	0	1	0	13	14	45	73
利用者数 (人)	0	0	1	0	12	14	42	69
1人平均利用日数 (日)	0	0	30.0	0	30.0	27.9	29.9	29.5
利用日数合計 (日)	0	0	30	0	360	390	1,254	2,034

(注) 令和 5 年 4 月利用分

## 4 相談支援

相談支援には、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援があります。計画相談支援は障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直し、地域移行支援は入所している障がいのある人又は入院している精神に障がいのある人が地域生活に移行するための相談、地域定着支援は居宅において単身で生活する障がいのある人が地域生活を継続していくための各種の支援をすることをいいます。令和4年度の利用者は、計画相談支援が144人、地域移行支援が3人、地域定着支援が1人です。

図表3-32 相談支援の計画と実績（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分	単 位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	見込み
計画相談支援	人	139	140	153	146	168	144	185	141
地域移行支援	人	1	2	2	2	2	3	2	2
精神	人	1	2	2	1	2	1	2	2
地域定着支援	人	2	1	3	2	3	1	3	1
精神	人	2	1	3	2	3	1	3	1

## Ⅲ-2 地域生活支援事業の利用状況

### 1 必須事業

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいについての理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。具体的には研修会の開催や広報の特集記事掲載、ヘルプマークの啓発などを行っています。また、自立支援協議会を通じて障害者差別解消法などの様々な研修を行っています。

#### (2) 相談支援事業

##### <障害者相談支援事業>

市内6事業所、市外1事業所に委託して相談支援事業を実施しています(図表3-33)。

令和4年度の相談件数は16,337件となっており、毎年増加を続けています(図表3-34)。

主な相談内容としては、各種障がいについての知識や具体的な対応方法の相談支援、制度の説明、サービス提供事業所との連絡調整です。

図表3-33 相談支援事業所

事業所名
ふれあい総合相談支援センター 相談支援事業ハートランド小牧の杜 地域活動支援センター本庄プラザ サンフレンド障害者生活支援センター サンビレッジ障害者支援センター 相談支援事業所アザレアフォルテ 希楽里(市外)

図表3-34 相談支援事業の計画と実績(年間)

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	事業所数	計画	7	7	7	7
		実績	7	7	7	7
	相談件数	計画	11,401	11,629	11,862	12,099
		実績	12,874	14,712	16,337	18,404
基幹相談支援センター等機能強化事業	計画		実施	実施	実施	実施
	実績		実施	実施	実施	実施

(注) 令和5年度実績は見込み

また、基幹相談支援センターでは、総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を図っています。

さらに、「相談支援（断らない相談支援体制）」、「地域づくりに向けた支援」の構築を一体的に実施する事業として、重層的支援体制整備事業を推進しています。

図表 3-35 相談支援体制の充実・強化のための取組

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援	有	有	有

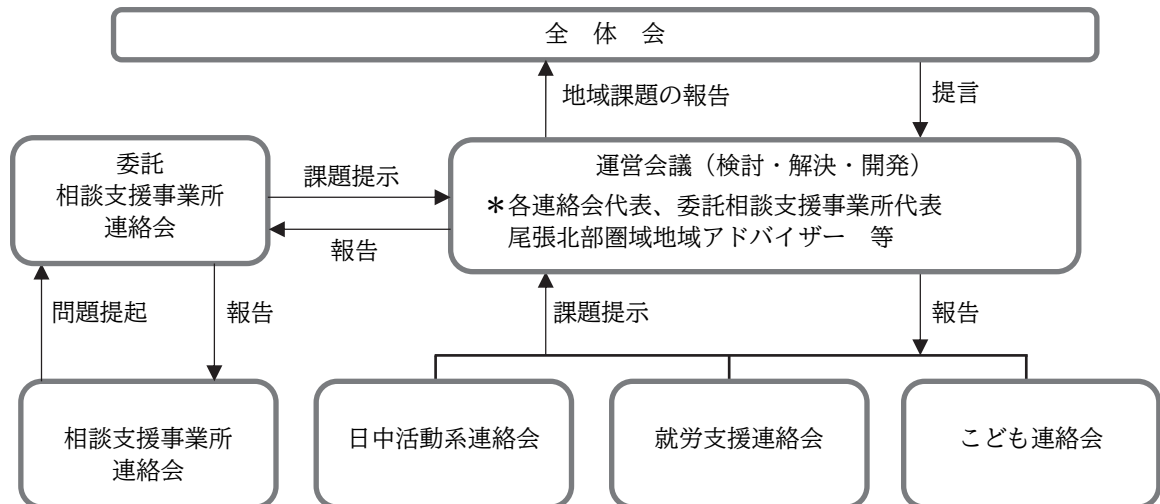
<障害者自立支援協議会>

地域の障がい福祉に関するシステム作りについて、中核的な役割を果たす協議の場であり、全体会については年3回ほど実施しています。

協議会の委員は、障がい者団体、民生委員、福祉施設、医師会、関係行政機関、学識経験者等の関係者で構成しています。

市においては、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組として、障害福祉サービス等に係る各種研修への市職員参加を促進するとともに、毎年障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を図っています。

図表 3-36 小牧市障害者自立支援協議会



(3) 成年後見制度利用促進事業

障がい者の権利を守る重要な制度として、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行っています。令和4年度の利用は8人です（図表 3-37）。

図表 3-37 成年後見制度利用支援事業の計画と実績

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用 支援事業	計画	人	3	4	5	6
	実績		2	6	8	9

(注) 令和5年度実績は見込み

#### (4) 意思疎通支援事業

手話通訳者等の派遣や、市役所に手話通訳者等を設置して相談支援を行う意思疎通支援事業については、令和4年度の利用者は、手話通訳者派遣が11人、要約筆記者派遣が3人です。手話通訳登録者数は12人、要約筆記登録者数は15人となっています（図表3-38）。

図表 3-38 意思疎通支援事業の計画と実績（年間）

単位：人、(件)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	①手話通訳者設置事業 設置者数	1	1	1	1
	②手話通訳者派遣事業 利用者数	9	10	11	12
	③要約筆記者派遣事業 利用者数	7	7	7	8
	手話通訳登録者数	11	11	11	12
	要約筆記登録者数	16	16	16	17
実 績	①手話通訳者設置事業 設置者数	1	1	1	1
	②手話通訳者派遣事業 利用者数	12	17	11	10
	③要約筆記者派遣事業 利用者数	5	4	3	4
	手話通訳登録者数	11	12	12	13
	要約筆記登録者数	15	16	15	16

(注) 1 令和5年度実績は見込み

2 登録者数は年度末時点

#### (5) 日常生活用具給付等事業

障がいの特性に応じて必要な用具を給付する日常生活用具給付等事業については、排せつ管理支援用具が多くなっています（図表3-39）。

主な用具の種類は、「ストーマ用装具」「紙おむつ」です。

図表 3-39 日常生活用具給付等事業の計画と実績（年間）

単位：件

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①介護・訓練支援用具	計画	3	3	3	4
	実績	13	8	5	5
②自立生活支援用具	計画	22	22	23	23
	実績	21	20	21	20
③在宅療養等支援用具	計画	30	31	31	32
	実績	25	23	41	30
④情報・意思疎通支援用具	計画	15	16	17	18
	実績	7	17	24	15
⑤排せつ管理支援用具	計画	3,815	3,891	3,969	4,048
	実績	3,681	3,583	2,034	3,800

（注）令和5年度実績は見込み

（6）手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある人の日常生活及び関連する福祉制度等について理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術の習得を図るための手話奉仕員養成研修を実施しています。

図表 3-40 手話奉仕員養成研修事業の実績

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修修了者	人	-	-	5	12

（注） 1 講座は2年に1回開催

2 令和3年度に実施したが、新型コロナウイルス感染症の影響により修了が令和4年度となった。

（7）移動支援事業

社会参加のための外出支援である移動支援事業の利用状況をみると、令和4年度はひと月あたりの利用者数が110人、利用時間は1,387時間となっています。なお、令和2年以降の利用は、コロナ禍前に比べて低い数値で推移しています。（図表3-41）。

図表 3-41 移動支援事業の計画と実績（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計 画	人	84	137	138	139
	実 績		94	103	110	120
利用時間数 合計	計 画	時間	1,178	1,996	2,236	2,504
	実 績		1,481	1,571	1,387	1,526

（注）令和5年度実績は見込み



(8) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会を提供したり、社会との交流を促進するもので、令和4年度はひと月あたり67人が利用しています（図表3-42）。

図表3-42 地域活動支援センター事業の計画と実績（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画	人	58	59	60	61
	実績	人	59	64	67	64
利用日数 合計	計画	日	537	569	603	639
	実績	日	509	500	534	506

（注）令和5年度実績は見込み

## 2 任意事業

### (1) 訪問入浴サービス事業

令和4年度の訪問入浴サービスの利用者は、ひと月あたり12人、利用回数は45回となっており、おおむね計画通りに推移しています（図表3-43）。

なお、令和5年度よりひと月あたりの利用上限回数等の制度変更を実施しています。

図表3-43 訪問入浴サービス事業の利用状況（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	利用者数	人	10	10	11	11
	利用回数合計	回	43	45	47	49
実 績	利用者数	人	12	12	12	11
	利用回数合計	回	51	51	45	55

（注）令和5年度実績は見込み

### (2) 日中一時支援事業

介護者の一時的な休息や就労時間等の確保等のため、障がいのある人の日中の活動の場を提供する日中一時支援事業については、令和4年度のひと月あたりの利用者数は49人、利用日数は355日となっており、計画を大きく下回っています。令和元年度（77人、520人）に比べると、さらに大幅な減少となっています（図表3-44）。

図表3-44 日中一時支援事業の計画と実績（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	利用者数	人	45	80	83	86
	利用日数	日	392	546	573	602
実 績	利用者数	人	49	50	49	54
	利用日数	日	459	391	355	480

（注）令和5年度実績は見込み

### (3) 社会参加促進事業

令和4年度は、自動車運転免許の取得に要する費用の一部助成は2人、自動車の改造に要する経費の助成は3人、更生訓練費給付は4人が利用しています（図表3-45）。

図表 3-45 社会参加促進事業の計画と実績（年間）

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者自動車運転免許取得費助成事業	計画	人	3	3	3	3
	実績		3	1	2	10
身体障害者用自動車改造費助成事業	計画	人	4	4	4	4
	実績		2	3	3	7
更生訓練費給付事業	計画	人	11	11	12	13
	実績		11	6	4	12

（注）令和5年度実績は見込み

#### (4) スポーツ・レクリエーション事業

スポーツ・レクリエーション事業は、障がいのある人がスポーツ・レクリエーションを通じ、明朗・快活かつ積極的な性格と協調精神を養い、社会的更生を図り、心身障がい者（児）に対する住民の積極的な協力により、住み良い環境作りを促進することを目的としています。令和2・3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止し、令和4年度は規模を縮小して実施しました（図表3-46）。

図表 3-46 スポーツ・レクリエーション事業の実績

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ・レクリエーションの集い	参加者	人	中止	中止	139	204
	ボランティア		中止	中止	54	69

#### (5) 発達障害児者及び家族等支援事業

親が、自分の子どもの行動を観察して発達障がいの特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶペアレントトレーニングの学びの確保やペアレントメンターの養成などを行う支援事業については実施できていません（図表3-47）。

図表 3-47 発達障害児者及び家族等支援事業の実績

区 分			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発達障害児者及び家族等支援事業	ペアレントメンターの人数	計画	人	3	3	3	3
		実績		0	0	0	0

### Ⅲ－3 児童福祉法に基づく障がい児の支援について

#### 1 障害児通所支援

##### (1) 児童発達支援

児童発達支援は、障がいのある未就学の児童が施設等に通り、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。

令和4年度の利用児数は180人、利用日数は2,040日と計画を大きく上回り、増加が続いています（図表3-48）。

図表3-48 児童発達支援の利用実績（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	利用児数	人	118	127	128	129
	利用日数	日	1,362	1,416	1,473	1,532
実 績	利用児数	人	130	141	180	201
	利用日数	日	1,536	1,637	2,040	2,275

（注）令和5年度実績は見込み

##### (2) 医療型児童発達支援

障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などに加え、医療スタッフによる支援を行う医療型児童発達支援については、計画期間内の利用はありませんでした（図表3-49）。

図表3-49 医療型児童発達支援の利用実績（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	利用児数	人	0	1	2	2
	利用日数	日	0	3	6	10
実 績	利用児数	人	0	0	0	0
	利用日数	日	0	0	0	0

（注）令和5年度実績は見込み

##### (3) 放課後等デイサービス

障がいのある就学している児童に、生活能力向上のための訓練などを継続的に行い、自立を支援するとともに放課後や夏休みなどの長期期間中の居場所を提供する放課後等デイサービスについては、令和4年度の利用児数は462人、利用日数は6,127日と計画を上回り、増加傾向が続いています（図表3-50）。

図表 3-50 放課後等デイサービスの利用実績（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	利用児数	人	346	374	404	436
	利用日数	日	4,646	4,971	5,319	5,691
実績	利用児数	人	361	413	462	501
	利用日数	日	4,761	5,508	6,127	6,616

（注）令和5年度実績は見込み

#### （4） 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がい児に、発達支援を受ける機会を提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。市内事業所はありませんが、令和4年度に1日の利用がありました（図表3-51）。

図表 3-51 居宅訪問型児童発達支援の利用実績（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	利用児数	人	0	2	2	2
	利用日数	日	0	2	2	2
実績	利用児数	人	0	0	0.4	0
	利用日数	日	0	0	1	0

（注）令和5年度実績は見込み

#### （5） 保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある児童が集団生活に適應するための専門的な支援を行う保育所等訪問支援については、令和4年度の利用児数は9人、利用日数は20日となっており、令和4年度に急増しています（図表3-52）。

図表 3-52 保育所等訪問支援の利用実績（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	利用児数	人	0	1	1	2
	利用日数	日	0	2	3	4
実績	利用児数	人	0.4	0.2	9	12
	利用日数	日	0.7	0.2	20	28

（注）令和5年度実績は見込み

(6) 障害児相談支援

障害児相談支援は、障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行うサービスです。令和4年度は74人となっており、おおむね計画通り推移しています（図表3-53）。

図表3-53 障害児相談支援の利用実績（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児数	計画	人	64	69	75	81
	実績	人	58	64	74	77

（注）令和5年度実績は見込み

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関係分野の支援を調整するコーディネーターについては、令和5年度2人を配置しています（図表3-54）。

図表3-54 コーディネーター配置

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーター配置数	計画	人	1	1	1	1
	実績	人	1	1	3	2

（注）令和5年度実績は見込み

## 2 子ども・子育て支援

### (1) 保育園等における障がいのある児童の受け入れ

令和4年度における保育園・認定こども園における障がいのある児童の受け入れは、3歳未満児が6人、3歳以上児が115人となっています。

図表3-55 保育園・認定こども園における障がいのある児童の受け入れ

区 分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
計画	保育園	3歳未満	人	3	4	5
		3歳以上	人	34	34	34
	認定こども園	3歳未満	人	0	0	0
		3歳以上	人	1	1	1
実績	保育園	3歳未満	人	5	6	13
		3歳以上	人	89	115	124
	認定こども園	3歳未満	人	0	0	0
		3歳以上	人	2	1	0

(注) 人数は加配のついている在園児数(令和4年度より小規模保育事業に在園する加配児童を含む)

### (2) 放課後児童健全育成事業(児童クラブ)における障がいのある児童の受け入れ

令和4年度における放課後児童健全育成事業(児童クラブ)における障がいのある児童の受け入れは、低学年児童が28人、高学年児童が19人となっています。

図表3-56 放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受け入れ

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画	低学年	人	5	5	5	5
	高学年	人	6	6	6	6
実績	低学年		24	18	28	31
	高学年		10	10	19	23

(注) 令和3年度までは通年利用児童のみ、令和4年度以降は通年利用児童に限らず全ての利用児童を対象とした実績値。

### 3 あさひ学園

「あさひ学園」では、就学前の障がいのある児童や、児童発達支援事業の対象とはならないが発達に支援が必要な子どもなど、より幅広い児童を対象として、日常生活の指導、集団生活適応訓練などを行っています。令和4年度の利用者数は、497人となっています(図表3-57)。

図表3-57 あさひ学園利用実績(年間におけるひと月当たりの延べ利用者数の平均)

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	計画	人	424	516	530	543
	実績	人	465	503	497	479



### Ⅲ-4 第6期小牧市障がい福祉計画・第2期小牧市障がい児福祉計画の数値目標の実績と評価

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5年度末までに、令和元年度末の施設入所者数65人のうち、4人（6.2%）が地域での生活に移行し、施設入所者数が64人になることを目標としました。地域移行者数は6人と計画を上回りましたが、新たな施設入所者が増加し、令和4年度末現在の施設入所者数は69人となっています（図表3-58）。

図表3-58 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

基準値		数値目標		令和4年度実績
令和元年度末の施設入所者数	65人	令和5年度末までの地域生活移行者数	4人（6.2%）	6人
		令和5年度末時点の施設入所削減者数	1人（1.5%）	-4人
		令和5年度末時点の施設入所者数	64人	69人

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市においては、小牧市障害者自立支援協議会を保健、医療、福祉関係者による協議の場として活用しています。令和5年度の協議の場の開催回数は3回、参加者数は13人となっています。なお、協議の場における目標設定及び評価は実施していません（図表3-59）。

図表3-59 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標数値

区 分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	計画	1	1	1
		実績	3	3	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	計画	13	13	13
		実績	13	13	13
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	計画	1	1	1
		実績	0	0	0

#### ① 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

本市においては、地域生活支援拠点等については面的整備を行っており、その機能の充実を図るため、毎年1回、運用状況の検証、検討を行っています。

図表 3-60 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

基準値		数値目標		実績
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	1か所	令和5年度末までに1つ以上確保	1か所	1か所
		運用状況の検証・検討	年1回	年1回

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行については、令和4年度は、全体では令和元年から増減なしの25人（1.0倍）となっています。移行のあったサービスの種類別にみると、就労移行支援は8人減の8人（0.5倍）、就労継続支援A型は4人増の9人（1.8倍）、就労継続支援B型は5人増の8人（2.67倍）となっています（図表3-61）。

図表 3-61 福祉施設から一般就労への移行者数

基準値		数値目標		実績	
令和元年度の一般就労移行者数		令和5年度の一般就労移行者数		令和4年度の一般就労移行者数	
全体	25人	全体	32人(1.28倍)	全体	25人(1.00倍)
就労移行支援	16人	就労移行支援	21人(1.31倍)	就労移行支援	8人(0.50倍)
就労継続支援A型	5人	就労継続支援A型	7人(1.40倍)	就労継続支援A型	9人(1.80倍)
就労継続支援B型	3人	就労継続支援B型	4人(1.33倍)	就労継続支援B型	8人(2.67倍)
自立訓練	1人				

② 就労定着支援事業の利用者の増加

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者を23人以上、70%以上とすることを目標としていましたが、令和4年度についてみると、25人が移行し、うち就労定着支援事業の利用者は5人（20%）にとどまっています（図表3-62）。

図表 3-62 就労定着支援事業の利用者

数値目標	実績
令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者・割合	23人以上 70%以上
	5人 20% ※令和4年度実績

③ 就労定着支援事業所の就労定着率の増加

就労定着支援事業所については、就労定着率が80%以上の事業所の割合を100%とすることを目標としています。市内事業所は1か所であり、令和4年度の就労定着率は80%以上となっています（図表3-63）。

図表3-63 就労定着支援事業の就労定着率

数値目標		令和4年度実績
就労定着率が80%以上の事業所の割合	100%	100%

(注) 就労定着率：過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

令和5年11月現在、市内には児童発達支援センターが2か所、保育所等訪問支援事業所が2か所整備されており、令和2年度に比べるとそれぞれ1か所増加しています（図表3-64・図表3-65）。

図表3-64 児童発達支援センターの設置

基準値		数値目標		実績
令和2年度における児童発達支援センター	1か所	令和5年度末の設置数	1か所	2か所（R5.11時点）

図表3-65 保育所等訪問支援の事業所数

基準値		数値目標		実績
令和2年度の保育所等訪問支援の事業所数	1か所	令和5年度末の事業所数	1か所	2か所（R5.11時点）

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業を実施する事業所は、市内には令和5年11月時点、それぞれ3か所が整備されています。令和2年度に比べると、2か所ずつ増加しています（図表3-66）。

図表 3-66 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所

基準値		数値目標		実績
令和2年度の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1か所	令和5年度末の事業所数	1か所	3か所(R5.11時点)
令和2年度の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所	令和5年度末の事業所数	1か所	3か所(R5.11時点)

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として、小牧市障害者自立支援協議会こども連絡会を活用しています。

医療的ケア児等に関するコーディネーターは、令和5年11月時点2人を配置しています(図表3-67)。

図表 3-67 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置

基準値		数値目標		実績
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置	令和5年度末の協議の場	設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	令和5年度末のコーディネーター配置数	1人	2人(R5.11時点)

(5) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターでは、総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を図っています。

さらに、「相談支援(断らない相談支援体制)」「地域づくりに向けた支援」の構築を一体的に実施する事業として、重層的支援体制整備事業を推進しています。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

市においては、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組として、障害福祉サービス等に係る各種研修への市職員参加を促進するとともに、毎年障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を図っています(図表3-68)。

図表 3-68 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

区分	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修への市職員参加人数	人	計画	2	2	2
		実績	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	計画	1	1	1
		実績	1	1	1

## IV 基本的な考え方

### 1 基本的な考え方

#### (1) 計画策定の基本的な考え方

障害者総合支援法は、障害者権利条約を踏まえて改正された障害者基本法の目的や基本原則に則った考え方が示されています。

① 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な（中略）支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって（中略）障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資する。

児童福祉法では、児童の権利に関する条約を踏まえた考え方が示されています。

- ① 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。
- ② 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努める。
- ③ 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ④ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

また、令和5年4月に施行されたこども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法です。基本理念として次の内容があげられています。

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

本市においても、障害者総合支援法、児童福祉法、こども基本法の考え方等を踏まえ、次に掲げる点に配慮した計画としています。

- ①障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。
- ②身近な地域で障害福祉サービスを利用できるよう、提供体制の確保を図ります。
- ③地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。
- ④地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、包括的・重層的な支援体制の整備に取り組みます。
  - 地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
  - 上記の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
  - ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援
- ⑤障がいのある児童の健やかな育成を支援するため、障がいのある児童本人の最善の利益を考慮しながら、本人とその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保を図るとともに、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制の構築を図ります。

更に、障がいのある児童が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障が

い福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

⑥障害福祉サービス等の提供を担う人材の確保・定着を図るため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、福祉現場におけるハラスメント対策や事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組みます。

⑦「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。更に、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図ります。

⑧近年の災害発生状況や、感染症の流行を踏まえ、これらへ対応していくための情報共有や事業継続力強化の体制整備などを促進します。

## (2) サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1)の基本的な考え方を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を推進します。

- ①必要とされる訪問系サービスの保障
- ②希望する障がいのある人等への日中活動系サービスの保障
- ③様々なニーズに対応するグループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤強度行動障害や高次脳機能障害がある障がい者等に対する支援体制の充実
- ⑥依存症対策の推進
- ⑦災害や感染症対策に係る体制整備

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所が連携して、障害福祉サービスの適切な利用を支えるとともに、家族への支援を含めた、複合化する課題や各種ニーズに対応する相談支援体制の充実を図ります。

また、地域生活への移行や地域への定着、地域生活の継続などのニーズに対応できるよう、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援等の充実を図ります。

発達障がい者等に対する支援に関して、相談支援体制の充実を図ります。

さらに、小牧市障害者自立支援協議会の機能を強化し、課題の把握と支援体制の整備に取り組んでいきます。

(4) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援の確保と共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がいのある児童と家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

① 地域支援体制の構築（重層的な障がい児支援体制の整備）

② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

・重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

・強度行動障害や高次脳機能障害がある障がい児に対する支援体制の充実

・虐待を受けた障がい児に対する支援体制の整備

⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保



## 2 基本指針に基づく目標

基本指針では、地域生活への移行、就労支援などの課題に対応するため、令和8年度を目標年度とする必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定することが適当であるとされています。

図表4-1 基本指針に基づく目標

区 分	成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）
① 施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行者数：令和4年度末施設入所者の6%以上</li> <li>・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減</li> </ul>
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上</li> <li>・精神病床における1年以上入院患者数（65歳以上、65歳未満）</li> <li>・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上</li> </ul>
③ 地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと</li> <li>・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】</li> </ul>
④ 福祉施設から一般就労への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労への移行者数：令和3年度の1.28倍</li> <li>・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】</li> <li>・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】</li> <li>・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上</li> <li>・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上</li> </ul>
⑤ 障害児支援の提供体制の整備等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターの設置：各市町村又は圏域に1か所以上</li> <li>・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築</li> </ul> </li> <li>2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築</li> </ul> </li> <li>3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デ</li> </ul> </li> </ol>

	<p>イサービスを各市町村に少なくとも1か所確保</p> <p>4 医療的ケア児支援センター（都道府県ごと）の設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】</li> </ul> <p>5 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】</li> </ul>
⑥相談支援体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等</li> <li>・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】</li> </ul>
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築</li> </ul>

### 3 本計画の成果目標

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障がいのある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がいのある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

- ① 令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数69人のうち、5人（7.2%）が地域での生活に移行できるように努めます。
- ② 令和8年度末時点の施設入所者数は令和4年度末施設入所者数69人から4人（5.8%）減少した65人とします。

図表4-2 福祉施設入所者の地域生活への移行数

基準値		成果目標		(参考) 基本指針
令和4年度末の 施設入所者数	69人	令和8年度末までの地域生活移行者数	5人（7.2%）	6%以上
		令和8年度末時点の施設入所削減者数	4人（5.8%）	5%以上
		令和8年度末時点の施設入所者数	65人	

（注）前期計画が未達成の場合は加算

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

小牧市における保健、医療、福祉関係者による協議の場としては、小牧市障害者自立支援協議会を活用しており、今後も同協議会において協議していくこととします。

図表 4-3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（活動指標）

活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	3	3	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	13	13	13
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1

### (3) 地域生活支援の充実

#### ① 地域生活支援の充実

市内において、面的整備（機能を分担して面的な支援を行う体制の整備）を行っています。その機能の充実を図るため、定期的に運用状況の検証、検討を行います。

グループホームとも連携し、②体験の場や機会、③緊急時の受入・対応、の高いニーズに応えるため、更なる体制の強化を図ります。

図表 4-4 地域生活支援の充実

基準値		成果目標		(参考) 基本指針
地域生活支援拠点	1 か所	令和8年度末までに1つ以上確保	1 か所	1 か所以上
		運用状況の検証・検討	年1回	年1回以上運用状況を検証・検討

#### ② 強度行動障がいを有する者への支援体制の充実

強度行動障がいを有する者の支援体制の充実を図るため、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づき、地域の関係機関が連携して支援体制の整備を推進します。

図表 4-5 強度行動障がいを有する者への支援体制の整備

成果目標		(参考) 基本指針
強度行動障がいを有する障害者の状況や支援ニーズの把握	実施	令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備
強度行動障がいを有する人に関する地域の関係機関が連携した支援体制の整備	整備	

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

## ① 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

就労移行支援事業などの推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

福祉施設から一般就労への移行者数は全体では34人とすることを目標とします。就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型のそれぞれに係る移行者数の目標は図表4-6のとおりとします。

なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者や特別支援学校等の卒業生に対する就職の支援、障がい者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めます。

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針により、官公需に係る障害者就労施設等の受注機会の拡大や調達目標金額等について記載し、就労継続支援事業における工賃等の向上の取組と一体的に取組を進めます。

加えて、重度障害者等就労支援特別事業の実施について検討します。

図表4-6 福祉施設から一般就労への移行者数

基準値		成果目標		(参考) 基本指針
令和3年度の一般就労移行者数		令和8年度の一般就労移行者数		令和8年度の一般就労移行者数
全体	20人	全体	34人(1.70倍)	全体:1.28倍
就労移行支援	4人	就労移行支援	13人(3.25倍)	就労移行支援:1.31倍
就労継続支援A型	10人	就労継続支援A型	12人(1.20倍)	就労継続支援A型:1.29倍
就労継続支援B型	6人	就労継続支援B型	9人(1.50倍)	就労継続支援B型:1.28倍

(注) 前期計画が未達成の場合は加算

図表4-7 就労移行支援事業の向上

成果目標		(参考) 基本指針
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	100%	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする

## ③ 就労定着支援事業の利用者の増加

令和8年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者を20人以上とすることを目標とします。

図表 4-8 就労定着支援事業の利用者

基準値		成果目標		(参考) 基本指針
令和3年度の就労定着支援事業における利用者数	14人	令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数	20人以上	就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする

## ④ 就労定着支援事業所の就労定着率の増加

就労定着支援事業所については、就労定着率が70%以上の事業所の割合を100%とすることを目標とします。

図表 4-9 就労定着支援事業の就労定着率

成果目標		(参考) 基本指針
就労定着率が70%以上の事業所の割合	100%	就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が70%以上の事業所を全体の25%以上とする

(注) 就労定着率とは、過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合をいう。

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

市内にはすでに民間事業者による児童発達支援センターと保育所等訪問支援事業所が2か所あります。引き続き提供体制が確保できるように支援を進めていきます。

今後も、市・あさひ学園・児童発達支援センター・保健センター等、関係機関と連携して、重層的な障害児通所支援の体制を構築します。

図表 4-10 児童発達支援センターの設置

基準値		成果目標		(参考) 基本指針
令和5年度における児童発達支援センター	2か所	令和8年度末の設置数	2か所	令和8年度末までに、市町村に少なくとも1か所以上設置

図表 4-11 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の構築

基準値		成果目標		(参考) 基本指針
令和5年度の保育所等訪問支援の事業所数	2か所	令和8年度末の事業所数	3か所	令和8年度末までに、市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制を構築

- ② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事

業所の確保

市内にはすでに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業を実施する事業所があり、民間事業者が運営しています。国の基本指針にあげられている「令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保」という成果目標は達成できています。引き続き、運営事業者等と情報共有等を行っていきます。

今後は、市・あさひ学園・児童発達支援センター・保健センター等、関係機関と連携して、重症心身障害児の地域の支援体制の充実を図ります。

図表4-12 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所

基準値		成果目標		(参考) 基本指針
令和5年度の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	3か所	令和8年度末の事業所数	3か所	令和8年度末までに、市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保
令和5年度の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	3か所	令和8年度末の事業所数	3か所	

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置

小牧市における保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として、引き続き小牧市障害者自立支援協議会こども連絡会を活用していきます。

医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、令和2年度から配置しています。

図表4-13 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置

基準値		活動指標		(参考) 基本指針
令和5年度の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置	令和8年度末の協議の場	設置	令和8年度末までに協議の場を設置
令和5年度の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2人	令和8年度末のコーディネーター配置数	5人	令和8年度末までに配置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを中心として、委託相談支援事業所と連携して、地域の相談支援体制の強化を図ります。

図表 4-14 基幹相談支援センターの設置

基準値		成果目標		(参考) 基本指針
令和5年度における基幹相談支援センター	設置	令和8年度末の設置数	設置	令和8年度末までに、市町村に設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保

図表 4-15 基幹相談支援センターによる地域の相談支援の強化

活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	4	4	4
地域の相談支援事業 所の人材育成の支援件数	件	4	4	4
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	4	4	4
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	1	1	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	1	1	1

図表 4-16 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

活動指標			令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	実施回数(頻度)	回	3	3	3
	参加事業者・機関数	か所	30	30	30
協議会の専門部会	設置数	部会	4	4	4
	実施回数(頻度)	回	13	13	13

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、事業所への指導や支援などの連携を進めるとともに、小牧市障害者自立支援協議会を活用し、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を進めます。

図表 4-17 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修への市職員参加人数	人	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	1	1	1

## V サービス利用量の見込みと確保策

### V-1 障害福祉サービス

サービスの種類		サービスの内容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の障がい者に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して、障がい者の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
居住系サービス	自立生活援助	障害者支援施設やグループホームを利用していた人などを対象として、巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。ひとり暮らし等への移行を希望する入居者に対し、居宅生活への移行や移行後の定着に関する相談等の支援が追加されました。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
相談支援	計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援を行います。サービス利用支援は、心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス等利用計画を作成します。継続サービス利用支援は、一定期間ごとにサービス等利用計画を検証し、見直し、変更等を行います。



サービスの種類		サービスの内容
相談支援	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院に入所・入院している障がい者に対して、住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
	地域定着支援	居宅でひとり暮らしをする障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

## 1 訪問系サービス

訪問系サービス量の見込みの基本的な考え方としては、令和2～5年度の、利用者数、利用時間等の増減を参考として、入所・入院者の地域移行など踏まえて見込みました（図表5-1）。

### ■国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

図表5-1 訪問系サービス利用量の見込み（年間におけるひと月あたりの平均）

区分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数	人	330	340	350	360
	利用時間合計	時間	10,760	10,880	11,200	11,520
重度訪問介護	利用者数	人	7	8	9	10
	利用時間合計	時間	2,102	2,240	2,520	2,800
同行援護	利用者数	人	12	13	14	15
	利用時間合計	時間	142	156	168	180
行動援護	利用者数	人	2	3	4	5
	利用時間合計	時間	136	180	240	300

（注） 令和5年度は見込み

重度障害者等包括支援については、利用実績がなく市内及び近隣市にも事業所がないため、令和6年度から令和8年度の計画期間内のサービス利用量の見込みは0としますが、サービスの利用を制限するものではありません。

◆サービス利用見込量と確保策の考え方

居宅介護	今後支援を受けて自立生活を希望する人や、介護者の高齢化等に伴い利用を希望する人また、介護併給者等の増加に伴う利用量増を踏まえ、令和8年度のひと月あたりの利用者数は360人、利用時間合計は11,520時間になると見込みました。 利用量の増加に対応するため、事業所参入を促進するとともに、ヘルパーの人材確保への支援に努めます。
重度訪問介護	利用者の大幅な増加はないが、利用者の障がいの状況の変化等を勘案し、令和8年度のひと月あたりの利用者数は10人、利用時間合計は2,800時間を見込みました。 概ね既存サービス事業者の提供で対応できると考えます。
同行援護	利用者の大幅な増加はないと見込み、令和8年度のひと月あたりの利用者数は15人、利用時間数合計は180時間としました。 概ね既存サービス事業者の提供で対応できると考えます。
行動援護	利用者の大幅な増加はないと見込み、令和8年度のひと月あたりの利用者数は5人、利用時間数合計は300時間としました。 概ね既存サービス事業者の提供で対応できると考えます。

## 2 日中活動系サービス

日中活動系サービス量の見込の基本的な考え方としては、令和2～5年度の、利用者数、利用日数等の増減を参考として、入所・入院者の地域移行、事業所の整備計画などを踏まえて見込みました（図表5-2）。

図表5-2 日中活動系サービス利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数	人	318	328	339	350
	利用日数合計	日	6,139	6,232	6,441	6,650
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人	3	4	4	5
	利用日数合計	日	24	28	28	35
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人	13	16	18	20
	利用日数合計	日	151	192	216	240
就労選択支援	利用者数	人			2	3
就労移行支援	利用者数	人	31	32	34	36
	利用日数合計	日	450	480	510	540
就労継続支援 A型	利用者数	人	167	172	178	184
	利用日数合計	日	2,958	3,096	3,204	3,312
就労継続支援 B型	利用者数	人	287	314	340	367
	利用日数合計	日	4,836	5,338	5,780	6,239
就労定着支援	利用者数	人	11	14	17	20
療養介護	利用者数	人	19	19	19	19

(注) 令和5年度は見込み

■国の基本指針

<生活介護> ①現に利用している者の数、②障害者等のニーズ、③施設入所者の地域生活への移行者数、④入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に当該サービスの利用が見込まれる者の数、⑤平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。

<自立訓練（機能訓練）> ①～③、⑤等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

<自立訓練（生活訓練）> ①～⑤等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

<就労選択支援> 障害者等のニーズ、特別支援学校卒業生数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

<就労移行支援> ①～⑤、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業生、休職者で復職を希望する者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

<就労継続支援A型> ①～⑤、就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行者数、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

<就労継続支援B型> ①～⑤、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

設定に当たっては、区域内の就労継続支援B型事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

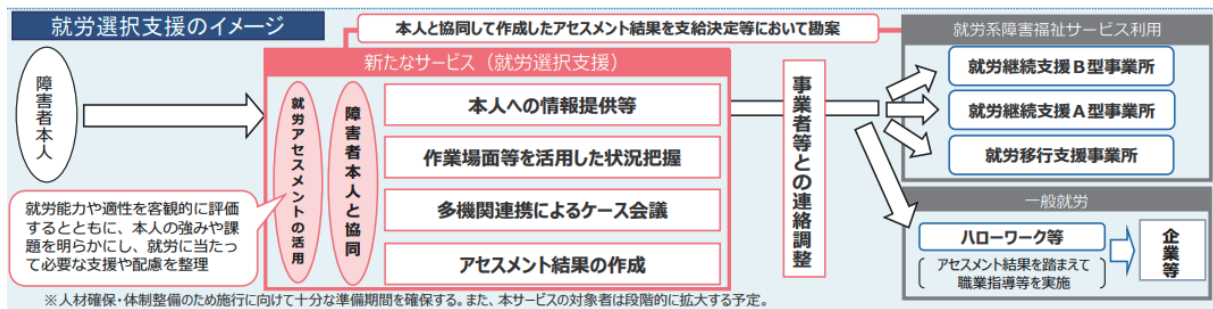
<就労定着支援> ①②、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

<療養介護> ①②等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

◆サービス利用見込量と確保策の考え方

生活介護	障がい者の高齢化、障がいの重度化等を勘案し、令和8年度のひと月あたりの利用者数は350人、利用日数合計は6,650日を見込みました。令和2年度に2事業所、令和5年度に1事業所が開所しており、現状の体制で供給量は確保できると考えますが、強度行動障がいや医療的ケアを必要とする重度障がい者に対応できる事業所の増加を促進します。
自立訓練 （機能訓練）	利用者数は概ね現状程度で推移すると見込み、令和8年度のひと月あたりの利用者数は5人、利用日数合計は35日としました。引き続き既存の施設での利用になると考えます。
自立訓練 （生活訓練）	福祉施設から一般就労への移行を目的とした利用量が増加すると見込み、令和8年度のひと月あたりの利用者数は20人、利用日数合計は240日になると見込みました。令和元年度には1事業所が開所しており、供給量は確保できると考えます。
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った就労先、働き方が選択できるように支援するサービスとして創設されます。特別支援学校の卒業生数、事業所の体制等を勘案して、令和8年度のひと月あたりの利用者数を3人と見込みました。

図表 5-3 就労選択支援のイメージ



資料：厚生労働省

就労移行支援	一般就労を目的としたサービスであることから、利用量は増加すると見込み、令和8年度のひと月あたりの利用者数は36人、利用日数合計は540日になると見込みました。市内事業所は令和5年度に1事業所が開設して2か所となり、就労の場が多い名古屋市等の事業所の利用も多く、供給量は確保されると思います。
就労継続支援A型	利用者は令和2～3年度は横ばい状態でしたが、令和4年以降増加傾向にあります。今後も利用量が増加すると見込み、令和8年度のひと月あたりの利用者数は184人、利用日数合計は3,312日を見込みました。令和3～5年度にかけて各1事業所が市内に整備されたことから、概ね現状の体制で供給量は確保できると思います。
就労継続支援B型	特別支援学校の卒業者等が利用するサービスであり、毎年度確実に増加を続けていることから、特別支援学校の卒業者数等を勘案し、令和8年度のひと月あたりの利用者数は367人、利用日数合計は6,239日を見込みました。令和2年度に市内に2事業所、令和4年度に2事業所が整備されたことから概ね現状の体制で供給量は確保できると思います。
就労定着支援	就労施設から一般就労への移行実績等を勘案するとともに、成果目標を踏まえ、令和8年度のひと月あたりの利用者数は20人と見込みました。市内事業所は令和元年度に1か所開所しており、市外の事業所の利用も多いことから、供給量は確保できると思います。
療養介護	利用者の大幅な増加はないと見込み、令和8年度のひと月あたりの利用者数は19人としました。概ね既存サービス事業者の提供で対応できると思います。

### 3 短期入所

短期入所の見込の基本的な考え方としては、令和5年度実績見込みを基準とし、過去の利用状況等を参考とし、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復を勘案して見込みました（図表5-4）。

#### ■国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。

図表5-4 短期入所のサービス利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単 位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型	利用者数	人	24	26	28	30
	利用日数	日	112	156	168	180
医療型	利用者数	人	8	9	10	11
	利用日数	日	38	54	60	66

（注） 令和5年度は見込み

#### ◆サービス利用見込量と確保策の考え方

短期入所	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和3～4年度の利用日数は減少しています。今後、徐々に増加すると予測し、令和8年度のひと月あたりの利用者数は福祉型30人、医療型11人、利用日数合計は福祉型180日、医療型66日になると見込みました。利用者の増加に対応できるよう、また、強度行動障がいや医療的ケアを必要とする重度障がい者に対応できるよう、事業所の参入、事業拡大を促進します。
------	---

## 4 居住系サービス

居住系サービス量のうち、共同生活援助の見込みの基本的考え方としては、令和5年度実績見込みを基準とし、令和8年度末における施設・病院からの地域移行者、事業所の参入予定などを参考として見込みました。

また、令和8年度末時点の施設入所支援の利用者数は、令和4年度末施設入所者69人から4人減少した65人と見込みました（図表5-5）。

### ■国の基本指針

＜自立生活援助＞ 現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

＜共同生活援助＞ 現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。

＜施設入所支援＞ 令和4年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要なと判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

当該利用者数の見込みの設定に当たっては、令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減することとし、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

図表5-5 居住系サービス利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	0	1	2	2
精神障がい者		0	1	2	2
共同生活援助（グループホーム）	人	169	190	210	230
精神障がい者		49	55	60	65
施設入所支援	人	68	67	66	65

（注） 令和5年度は見込み

## ◆サービス利用見込量と確保策の考え方

自立生活援助	利用対象者が入所施設等からの地域への移行者であることから、移行実績を勘案して、令和8年度のひと月あたりの利用者数を2人になると見込みました。利用者の増加に対応できるよう事業所の参入を促進します。
共同生活援助 (グループホーム)	福祉施設の入所や入院から地域生活への移行、保護者の高齢化等により利用の増加が見込まれるため、令和8年度の利用者数は230人になると見込みました。強度行動障がいや医療的ケアを必要とする者等の重度障がい者が利用できるよう、また、利用者のニーズに対応できるよう、様々なタイプのホームの整備を促進します。
施設入所支援	福祉施設の入所から地域生活への移行を推進する観点から、令和8年度のひと月あたりの利用者数は令和4年度実績より4人減少を見込み65人としました。

## 5 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点については、面的整備（機能を分担して面的な支援を行う体制の整備）により、1拠点整備済みとなっています。体験の場や機会、緊急時の受入・対応などの高いニーズに応えるため、グループホームとも連携し更なる体制の強化を図ります。また、検証及び検討については自立支援協議会にて協議し、市において検討などをしていきます。

## ■国の基本指針

地域生活支援拠点等の設置箇所数と、コーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。

## 6 相談支援

計画相談支援（サービス等利用計画作成）については、令和5年度の利用実績を参考とし、必要とする人が利用できるように相談体制の充実を図ることを前提として見込みました。また、地域移行支援、地域定着支援については令和8年度末における精神病床における1年以上の長期入院患者のうち一定数が地域移行することなどを参考として見込みました（図表5-6）。

## ■国の基本指針

<計画相談支援> ①現に利用している者の数、②障害者等のニーズ、③入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に当該サービスの利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

<地域移行支援> ①～③、施設入所者の地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。

<地域定着支援> ①③、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

図表 5-6 相談支援のサービス利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分	単 位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	141	160	180	200
地域移行支援	人	2	2	2	3
精神障がい者	人	2	2	2	2
地域定着支援	人	1	2	2	3
精神障がい者	人	1	2	2	2

(注) 令和5年度は見込み

◆サービス利用見込量と確保策の考え方

相談支援	<p>計画相談支援については、サービス等利用計画の対象者全員がモニタリングも含め、毎年必ず利用することを踏まえ、過去の利用状況を参考とするとともに、セルフプラン率の適正化を図ることを目標として、令和8年度のひと月あたりの利用者数を200人になると見込みました。</p> <p>地域移行支援及び地域定着支援については、これまでの利用実績及び令和8年度末における精神病床における1年以上の長期入院患者のうち一定数が地域移行することなどを勘案し、それぞれ3人と見込みました。</p> <p>計画相談支援については、障がい者計画の重点施策として位置付け、利用者の増加に対応できるよう、またセルフプラン率の適正化が図れるよう、事業所の参入、事業拡大を促進します。</p> <p>相談支援事業所に対して基幹相談支援センターが訪問等による専門的な指導・助言、人材育成のための支援等を行い、地域の相談支援体制の強化を図ります。</p>
------	---

図表 5-7 地域の相談支援体制の強化

区 分	単 位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問等による専門的な指導・助言	件	3	4	4	4
人材育成の支援	件	4	4	4	4
連携強化の取組	回	4	4	4	4

図表 5-8 計画相談支援及び障害児相談支援に従事する相談支援専門員数

区 分	単 位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
主に計画相談支援等に従事する 相談支援専門員数	人	25	26	29	32



## V-2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態による事業を実施するものであり、①理解促進研修・啓発事業、②自発的活動支援事業、③相談支援事業、④成年後見制度利用支援事業、⑤成年後見制度法人後見支援事業、⑥意思疎通支援事業、⑦日常生活用具給付等事業、⑧手話奉仕員養成研修事業、⑨移動支援事業、及び⑩地域活動支援センター機能強化事業を必須事業とし、市町村の判断により、自立支援や社会生活に必要な事業（任意事業）を行うことができます。

## ◆地域生活支援事業の種類

区分	実施事業	サービスの内容	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。	
	自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。	
	相談支援事業	障害者相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。
		基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置するなど、相談支援機能の強化を図ります。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。	
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、研修、専門職による支援などを行います。	
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行います。	
	日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。	
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。	
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。	
地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある人が通い、創作活動又は生産活動を行う機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。		
任意事業	訪問入浴サービス事業	家庭に移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。	
	日中一時支援事業	障がいのある人の家族の就労支援、家族介護者の一時的な負担軽減を図るため、日中、障害者支援施設などにおいて障がいのある人に活動の場を提供します。	
	社会参加促進事業	自動車運転免許取得・改造に要する費用の助成、更生訓練費の給付を行います。	
	スポーツ・レクリエーション事業	交流、余暇活動の質の向上、体力増強等のためのレクリエーション教室や運動会を開催し、障がいのある人の社会参加を促進します。	
	芸術文化活動振興事業	障がいのある人等の芸術文化活動を振興することにより、障がいのある人等の社会参加を促進します。	

## 1 必須事業

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業を行っていきます。具体的には研修会の開催や広報の特集記事掲載、ヘルプマークの普及啓発などを行い、また小牧市障害者自立支援協議会を通じて障害者差別解消法など、様々な研修を行っていくことで、共生社会の実現を図ります。

### (2) 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現を図ります。

### (3) 相談支援事業

障がいのある人、保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにします。

市内6事業所、市外1事業所に委託して実施しており、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

令和5年7月に小牧市障がい者基幹相談支援センターを設置したところであり、相談支援事業者の人材育成や相談支援事業所への支援などを通じて、地域の相談支援体制の強化を図ります。また、障がい者虐待に関する相談、医療的ケア児等コーディネーターによる専門的な相談などを行います。住宅入居等支援事業については実施を予定しておりません。

図表5-9 相談支援事業のサービス利用見込量（年間）

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	事業所数	か所	7	7	7	7
	相談件数	件	18,404	19,000	19,500	20,000
基幹相談支援センター		か所	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業		か所	1	1	1	1
自立支援協議会（定例会議）		回／年	3	3	3	3
自立支援協議会（連絡会）		設置数	4	4	4	4

（注） 令和5年度は見込み

図表 5-10 相談支援体制の充実・強化のための取組

区 分	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
総合的・専門的な相談支援		有	有	有

自立支援協議会は、地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす協議の場であり、必要に応じて専門部会（連絡会）を立ち上げ、課題解決に向けた検討を行います。

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がいのある人の権利擁護を図ります。

図表 5-11 成年後見制度利用支援事業のサービス利用見込量（年間）

区 分	単位	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
成年後見制度利用支援事業	人	9	10	12	14

（注） 令和 5 年度は見込み

#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

法人後見支援事業については、令和 5 年度時点では未実施です。今後については、成年後見制度利用促進計画にそって、法人受任実施法人の育成を検討します。

#### (6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

図表 5-12 意思疎通支援事業のサービス利用見込量（年間）

区 分	単位	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
①手話通訳者設置事業 設置者数	人	1	1	1	1	
②手話通訳者 派遣事業	利用者数	人	10	13	15	17
	件数	件	165	221	255	289
③要約筆記者 派遣事業	利用者数	人	4	5	7	9
	件数	件	99	125	175	225
手話通訳登録者数	人	13	13	14	14	
要約筆記登録者数	人	16	16	17	17	

（注） 令和 5 年度は見込み。登録者数については年度末時点

(7) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図ります。

図表 5-13 日常生活用具の給付・貸与見込量（年間）

区 分	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①介護・訓練支援用具	件	5	5	6	7
②自立生活支援用具	件	20	20	21	22
③在宅療養等支援用具	件	30	33	35	37
④情報・意思疎通支援用具	件	15	19	21	23
⑤排せつ管理支援用具	件	3,800	3,850	3,900	3,950
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	2	3	4

(注) 令和5年度は見込み

(8) 手話奉仕員養成研修事業

市民を対象に手話奉仕員養成研修を開催し、聴覚に障がいのある人の日常生活及び関連する福祉制度等について理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術の習得を図ります。

図表 5-14 手話奉仕員養成研修事業のサービス利用見込量

区 分	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修 修了者	人	12	—	12	—

(注) 講座は2年に1回開催

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。なお、令和2年以降の利用は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、低い数値で推移していることから、コロナ禍前の実績まで回復していくことを目標に見込みました。

図表 5-15 移動支援事業のサービス利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	120	130	140	150
利用時間合計	時間	1,526	1,690	1,820	1,950

(注) 令和5年度は見込み

## (10) 地域活動支援センター事業

地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人等の地域生活支援の促進を図ります。

図表5-16 地域活動支援センター事業のサービス利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分	単 位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	64	68	74	76
利用日数合計	日	506	544	592	608

(注) 令和5年度は見込み

## 2 任意事業

### (1) 訪問入浴サービス事業

地域における身体に障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。令和5年度よりひと月あたりの利用上限回数等を変更しており、1人5回の利用として見込んでいます。

図表5-17 訪問入浴サービス事業のサービス利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分	単 位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	11	13	14	15
利用回数合計	回	55	65	70	75

(注) 令和5年度は見込み

### (2) 日中一時支援事業

障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の負担軽減を図ります。

図表5-18 日中一時支援事業のサービス利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分	単 位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	54	55	56	57
利用日数合計	日	480	495	504	513

(注) 令和5年度は見込み

### (3) 社会参加促進事業

障がいのある人の社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部助成、更生訓練費給付を行います。

図表5-19 社会参加促進事業のサービス見込量（年間）

区 分	単 位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自動車運転免許取得費助成事業	利用者数 人	10	7	7	7
身体障害者用自動車改造費助成事業	利用者数 人	7	5	5	5
更生訓練費給付事業	利用者数 人	12	13	14	15

(注) 令和5年度は見込み

## (4) スポーツ・レクリエーション事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者スポーツの普及や障がいのある人等の体力増強、交流、余暇等に資するため、スポーツ・レクリエーション大会などを開催し、障がい者スポーツに触れる機会等を提供します。なお、令和2～4年度については新型コロナウイルス感染症の影響で「スポーツ・レクリエーションのつどい」は中止・縮小となっており、コロナ禍前の水準に向けて回復していくことを目指します。

図表5-20 スポーツ・レクリエーション事業の見込み

区 分	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者	人	204	250	300	350
ボランティア		69	80	100	120

(注) 令和5年度は見込み

## (5) 芸術文化活動振興事業

障がいのある人等の作品展などを開催し、芸術文化活動の機会を提供するとともに、障がいのある人等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。

図表5-21 芸術文化活動振興事業の見込み

区 分	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市が主催又は後援する芸術作品を発表する機会に出展した障がい者の人数	人	127	140	150	160

## (6) 発達障害児者及び家族等支援事業

育児に不安がある保護者や仲間関係を築くことに困っている保護者などが、子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付けて適切な対応がとれるように、ペアレントトレーニング<sup>(1)</sup>や地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）によるペアレントプログラム等の学びの確保、ペアレントメンター<sup>(2)</sup>の養成などにより支援体制を確保していきます。

図表5-22 発達障害児者及び家族等支援事業の見込み

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントメンターの人数（人）	0	1	2	2

(注) 1 ペアレントトレーニング：親が、自分の子どもの行動を観察して発達障がいの特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと

2 ペアレントメンター：発達障がいのある子どもの養育経験のある親が、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人（メンターとは「信頼のおける仲間」という意味です）

## V-3 障がい児支援

本節においては、児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援等）に加え、障がいの有無にかかわらず、児童が共に成長できるよう、すべての子どもを対象とする一般施策と、障がいのある児童を対象とする専門施策の相互の連携を強化するため、保育園等、放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受け入れについてもサービスの見込みと確保策を示しています。また、本市の発達支援の拠点である市単独事業の「あさひ学園」についても記載しています。

### 1 障害児通所支援

サービスの種類	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作や知識を得ることや、集団生活への適応訓練を行います。なお、「医療型」「福祉型」は一元化されます。
放課後等デイサービス	就学している児童に、生活能力向上のための訓練などを継続的に行い、自立を支援するとともに放課後の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	支援員が保育所などを訪問し、障がい児に対して、集団生活に適応するための支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが困難な障がいのある児童の家を訪問し、児童発達支援を行います。

#### (1) 児童発達支援

障がいのある未就学の児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

図表 5-23 児童発達支援利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数	人	201	220	240	260
	利用日数合計	日	2,275	2,640	2,880	3,120

（注） 令和5年度は見込み

#### (2) 放課後等デイサービス

障がいのある就学している児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。



図表 5-24 放課後等デイサービス利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単位	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
放課後等デイサービス	利用者数	人	501	540	580	620
	利用日数合計	日	6,616	7,290	7,830	8,370

（注） 令和 5 年度は見込み

### (3) 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援とは、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重度障がいのある児童の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

図表 5-25 居宅訪問型児童発達支援利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単位	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	人	0	1	2	2
	利用日数合計	日	0	2	4	4

（注） 令和 5 年度は見込み

### (4) 保育所等訪問支援

保育所等を利用している支援が必要な児童が保育所等における集団生活の適用のための専門的な支援を必要とする場合に保育所等を訪問し、専門的な支援を行います。

図表 5-26 保育所等訪問支援利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単位	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
保育所等訪問支援	利用者数	人	12	16	18	20
	利用日数合計	日	28	40	45	50

（注） 令和 5 年度は見込み

#### ■国の基本指針

＜児童発達支援＞ ①地域における児童の数の推移、②現に利用している障害児の数、③障害児等のニーズ、④重症心身障害児等のニーズ、⑤医療的ケア児のニーズ、⑥保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、⑦入所施設から退所した後に当該サービスの利用が見込まれる障害児の数、⑧平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

＜放課後等デイサービス＞ ①～⑤、⑦⑧、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

＜居宅訪問型児童発達支援＞ ①～⑤⑧等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

＜保育所等訪問支援＞ ①～⑤、⑧、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

◆サービス利用見込量と確保策の考え方

児童発達支援	コロナ禍においても、利用者数、利用日数ともに大幅な増加が続いています。市内事業所は令和5年現在24か所と増加してきました。現在の利用児童数、利用状況、事業所の整備状況から、令和8年度のひと月あたりの利用児童数は260人、利用日数合計は3,120日になると見込みました。利用増加に対応した事業所の参入、事業拡大を促進します。
放課後等デイサービス	令和5年現在、市内には35事業所があり、コロナ禍においても、利用者数、利用日数ともに大幅な増加が続いています。知的障がい、精神障がいのある児童の増加、共働き世帯の増加など、今後も利用は増加することが予測されることから、令和8年度の利用者は620人、利用日数は8,370日を見込みました。 現在、放課後等デイサービスの支援内容等についての見直しが検討されていることから、動向に留意し、サービスの質と量の確保を図っていきます。
居宅訪問型児童発達支援	市内事業所はありませんが、近隣に整備されました。外出することが著しく困難な重度の障がい児が対象であり、大幅な増加はないと考えられ、令和8年度のひと月あたりの利用児童数は2人、利用日数合計は4日になると見込みました。市内への事業所の参入、事業拡大を促進します。
保育所等訪問支援	市内に事業所が2か所あります。令和4年度から利用が増加しており、今後利用は増加すると考えられることから、令和8年度のひと月当たりの利用児童数は20人、利用日数合計は50日になると見込みました。利用者の増加に対応した事業所の参入を促進します。

## 2 障害児相談支援等

### (1) 障害児相談支援

障害児相談支援は、障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行うサービスです。

図表5-27 障害児相談支援利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用者数	人	77	90	110	130

(注) 令和5年度は見込み

### (2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、総合的な支援体制の構築をしていきます。

図表5-28 コーディネーターの配置

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーター	配置数	人	2	3	4	5

■国の基本指針

<障害児相談支援> 地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

<医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数> 地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

◆サービス利用見込量と確保策の考え方

障害児相談支援	障害児通所支援のサービスの利用児童数、増加傾向を勘案して、令和8年度のひと月当たりの利用児童数は130人と見込みました。市内事業所は10か所ありますが、サービスの利用児童数の増加に対応できるよう、また、セルフプラン率の適正化が図れるよう、事業所の参入、事業拡大を促進します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	令和8年度までの5人の配置を目標とします。医療的ケア児等コーディネーターの養成を促進し、関係部署等に配置し、適切な相談・対応ができる体制の整備を進めます。

### 3 子ども・子育て支援

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がいのある児童が、希望に添った利用ができるよう、保育園・認定こども園、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）等における障がいのある児童の受け入れ体制の整備を促進します。

(1) 保育園等における障がいのある児童の受け入れ

保育士等の追加配置、看護師等の配置、保育所等訪問支援の充実、施設等の充実を図ることなどにより、保育園・認定こども園における障がいのある児童の受け入れを促進します。

図表5-29 保育園・認定こども園における障がいのある児童の受け入れ

区 分	単 位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
保育園	3歳未満	人	13	14	15	16
	3歳以上	人	124	125	126	127
認定こども園	3歳未満	人	0	1	2	3
	3歳以上	人	0	1	2	3

(注) 人数は加配のついている在園児数（小規模保育事業に在園する加配児童を含む）

(2) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）における障がいのある児童の受け入れ

支援員等の追加配置、障がい児童対応研修の充実、施設等の充実を図ることなどにより、児童クラブにおける障がいのある児童の受け入れを促進します。

図表 5-30 放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受け入れ

区 分		単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後児童健全 育成事業	低学年	人	31	33	35	37
	高学年	人	23	25	27	29

(注) 通年利用児童に限らず全ての利用児童を対象。

## 4 あさひ学園

「あさひ学園」は市の単独事業として実施しており、就学前の障がいのある児童や、児童発達支援事業の対象とはならないが発達に支援が必要な子どもなど、より幅広い児童を対象として、親子通園により日常生活の指導、集団生活適応訓練などを行っています。

今後も、市の発達支援の拠点として一層の充実を図っていきます。

図表 5-31 あさひ学園利用見込量（年間におけるひと月当たりの延べ利用者数の平均）

区 分	単位	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
あさひ学園	利用者数	人	479	490	500	510

## VI 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 小牧市障害者自立支援協議会

小牧市障害者自立支援協議会において、計画の進捗状況の把握と評価を行います。また、施策の具体化や、重要課題の取り組みについて協議します。

#### (2) 庁内体制

計画に示した施策は担当課を中心に取り組みを推進することになりますが、施策は相互に関連するもの、重層的に支援するものも多いため、関係課が連携して取り組み、施策の総合的な推進を図ります。

### 2 圏域、県との協力

高い専門性を必要とする相談や発達支援、難病患者支援、医療的ケア児支援、強度行動障がい者支援、権利擁護支援、精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築などは、市単独での解決や充実が難しいことから、近隣市町、圏域において協力して推進するとともに、必要に応じて県に要望していきます。

### 3 サービスの円滑な利用と質の確保

市ホームページ、ガイドブック、出前講座、出張相談等により、制度の説明やサービスについての情報提供の充実を図り、障がいのある人が円滑にサービスを選択し、利用できるよう努めます。

民間事業所の参入が進む中、サービス事業所の質の確保・向上を図るため、サービス事業者及び相談支援専門員の指導及び監督に努めるとともに、必要に応じて事業所等の訪問を実施します。また、障害福祉サービス等の指導に係る研修会への参加による職員の質の向上や報酬請求にかかる審査結果の共有を図ります。

さらに、小牧市障害者自立支援協議会の各連絡会を活用し、サービスの利用状況、課題等を把握し、利用者にとって真に必要なサービスが提供されるよう改善を図っていきます。

## 4 人材の確保と労働環境の改善

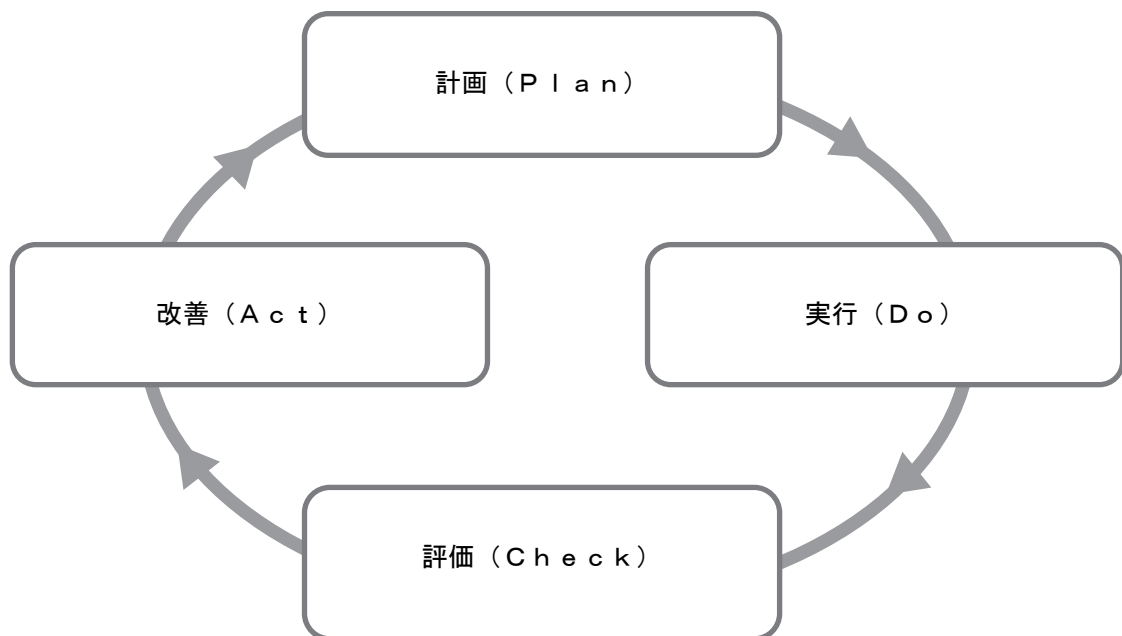
県、関係機関と協力して、介護、子育て支援分野の人材と併せて、慢性的に不足している人材の確保・定着を促進します。

障害福祉サービス事業所等におけるICTやロボットの導入により、業務の効率化や職員の業務負担軽減を図り、労働環境の改善、生産性の向上を促進します。

## 5 計画の進捗管理と評価

計画の実効性を高めるためには、実施すべき事業の検討、実施した事業の効果確認を繰り返しながら、計画の進捗管理を行うことが必要です。

したがって、本計画は小牧市障害者自立支援協議会において、PDCAサイクルにより継続的に評価・見直しを行いながら推進します。



## 6 持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGsとは、持続可能な社会を世界レベルで実現するために、平成27(2015)年9月に国連で合意された世界共通の目標です。17の目標(ゴール)と169のターゲットで構成され、2030年を年限に達成を目指しています。この目標は、地方自治体のまちづくりにおいても踏まえるべきテーマであり、本市の最上位計画である小牧市まちづくり推進計画においてもSDGsの達成を

目指しています。この中で、障がい者（児）福祉の分野については以下の目標の実現を目指すこととしており、本計画においてもこれに沿った目標設定をしています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



貧困をなくそう



人や国の不平等をなくそう



すべての人に健康と福祉を



住み続けられるまちづくりを



質の高い教育をみんなに



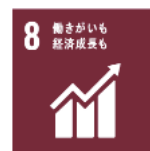
平和と公正をすべての人に



ジェンダー平等を実現しよう



パートナーシップで  
目標を達成しよう



働きがいも経済成長も

出典：外務省HP、国際連合広報センター